地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第 条 介護 保険 法 平 成 九年 法律第百二十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

「第二款 介護老人保健施設(第

目次中 「第二款 介護老人保健施設 (第九十四条 第百十五条)」を

第三款 介護医療院(第百七条

九十四条—第百六条)

に、「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

-第百十五条)\_\_\_

第五条に次の一項を加える。

4 玉 及 び 地方公共団体は、 前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、 障 害

者そのこ 他 の者 の福祉 に 関する施策との有 機的 な連 携を図るよう努めなければ ならない。

第五 条 の <u>-</u> の 見 出 L 中 調 査 研 究  $\bigcirc$ を 施施 策  $\bigcirc$ 総合的 な に改 め、 同 条中 (脳 血 管 ·疾患、 ア ル ツハ

1 マ 病 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 要因 に 基づくご 脳 の器質 的 な 変化 に ょ ŋ 日 常 生 活に 支障 が 生じ る 程 度に ま で 記 憶 機 能 及 び

その 他 の 認知機能が低下した状態をいう。 以下同じ。)」 を削り、 「応じた」 の 下 に 「リハビリテ Ì シ 彐

う ン及び」を、 を 「講ずることその 「ともに、 \_ の 他  $\mathcal{O}$ 下に 認 知 症 「認知症である者を現に介護する者の支援並びに」 に関する施策を総合的に推進するよう」に改 め、 を加え、 同条を同 条第二 「講ずるよ 一項と

し、同条に第一項として次の一項を加える。

玉 及 び 地 方 公 共団 体 は 認 知 症 脳 血 管 疾 患、 ア ルツ ノヽ 1 7 ] 病そ <u>,</u> 他の要因に基 空づく脳 の器質 的 な

変化に より日常 生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他 (T) 認知機能が低下し た状態を をい . う。

知 症 に 関 する 知 識  $\mathcal{O}$ 普 · 及 及 び ) 啓 発 に と努め な け 'n ば な 5 な

以 下 同

に

対す

る国

民

 $\mathcal{O}$ 

関

心

及び理

解

を深め、

認知症

である者への支援が適切に行われるよう、

認

第五条の二に次の一項を加える。

3 玉 及 び 地方公共団体は、 前項の 施策の推進に当たっては、 認知症 である者及びその家族の意向 の尊重

に配慮するよう努めなければならない。

第八条第八項 及び第十 · 項 中 「介護 段老人保: 健 施 設 0 下に 介護 医 療 院 を加 え、 同 条第二十五 項 中

及び介護 老 人保 健 施 設 を 介護 老 人保 健 施 設 及 び 介護 医 療 院 に 改 め、 同 条 第二十 六 項 中 及 び 介 護

保健施設サービス」を「、 介護保健施設サー ビス及び介護医療院サー ビス」に、 「又は介護老人保健 施設

を 介護老人保健施設又は介護医療院」 に改め、 同条第二十八項中「、要介護者」の下に 「であって

主としてその心 身の 機 能  $\mathcal{O}$ 維持回復を図 り、 居宅に おける生活を営むことができるようにするための支

援 が 必要である者」 を加え、 同 じ を 単 に 「要介 護 という」 に改 め、 同 条 に 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 え る。

29  $\mathcal{O}$ 法 律に お 7 て 「介護 医 療 院 とは、 要介護者 こであ 0 て、 主として長期に わ た り 療 養 が 必 要で あ る

者 (その治療  $\mathcal{O}$ 必要  $\mathcal{O}$ 程 度につき厚生労働省令で定めるも のに限る。 以下この 頃に お 7 て単 に 要 介 護

者」 という。) に対 Ļ 施設サ ĺ ピ こス計 画 に基づいて、 療 養上の管理、 看護、 医学的管 理 の 下 にこ お け る

介護 及 び 機能 訓 練そ  $\mathcal{O}$ 他 必 要な 医 療 並 び に 日 常 生 活 上 0 世 話 を行うことを目的 とする施設として、 第百

七 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 都 道 府 県 知 事  $\mathcal{O}$ 許 可 を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ を 1 11 介 護 医 療 院 サ ĺ ピ ス とは、 介護 医 療 院 に 入

所する要介護者に対 Ļ 施 設サ 1 ピ ス 計 画 12 基づい . て行 わ れ る療が 養上  $\mathcal{O}$ 管理、 看護、 医学的管 理 の 下 に

お ける介護及び機能 訓 練その 他 必 要な医療 療並 びに 日 L常生活· 上 0) 世 話 をい う。

第八条 の二第 六 項 及 び 第 八 項 中 「介護老 人保健 施 設 の下に 介護医療院」 を加える。

第四十八条第一項に次の一号を加える。

三 介護医療院サービス

第四十八条第六項中「) 又は」を「) に、 「に照らして」を「又は第百十一条第三項に規定する介

護医 療院  $\mathcal{O}$ 設備 及び運営に関する基準 (介護医療院サービ ス の取 扱 **,** \ に関する部分に限る。 に照ら

」に改める。

第 匝 + 九条の二の 見出 し中 「第一号被保険者」 を 「要介護被保険者」 に改り め、 同 条中 要介護 被保険者

0) 下に (次項に規定する要介護被保険者を除く。 を加え、 同条に次の一 項を加 える。

2 第一 号被保険者であ って政令で定めるところにより算定 した所得の 額 が 前 項  $\mathcal{O}$ 政 令 で定め る額を超え

る政令 で定め る 額以 Ĺ 一であ る要介護被保険者が 受け る同 項各号に掲 げ る介護 給 付 に 0 7 て当該な 各号に定

め る規・ 定 を適り 用する場合に お ζ) ては、 これらの り規定中 百 分の 九十」 とあ る 0) は、 「百分の七十」

る。

第五· 十条第一項中 「次項」 及び「同項」を 「以下この条」に、 「前条各号」 を 前 条第一 項各号」 に改

め、 同条第二項中 「前条各号」 を 「前 条第一 項各号」に、 「同条」 を 同 項」 に改め、 同 条に 次 0 項を

加える。

3 市 町 村が、 災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、 居宅サー ・ビス、 地域密

着型サー ビス若しくは施設サー ビス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要

介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付につい て当該各号に定める規定を適用する場合

同 条 (第二項 0) 規定に ょ ŋ 読み替えて適用する場合に限る。 に お 7 ては、 同 条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ り読

み替えて 適用す るこれ 5 Ō 規定中 「百分の七十」 とある 0) は、 「百分の七十を超え百 分の 百 以下 (T) 範 囲

内において市町村が定めた割合」とする。

第 五十一 条の三 第一 項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号の次

に次の一号を加える。

三 介護医療院サービス

第 五十九条の二 0 見出 し中 「第一号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改 め、 同条中 「居宅要支援

被保険者」 の 下 に 「(次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。)」 を加え、 同条に次の一 項を加える。

2 第一 号被保険 発で、 あ って 政令で定めるところによ り算定した所得  $\mathcal{O}$ 額 が 前 項  $\mathcal{O}$ 政令で定め る 額を超え

る政令 で定め る 額以上であ る居宅 要支援被保険 者 が 受ける 同 項各号に 掲げ る予 防給付 に 0 ١ ر て 当該 各号

に定める規定を適用する場合においては、 これらの規定中 「百分の九十」 とあるのは、 「百分の七十」

とする。

め、 第六十条第一項中「次項」及び「同項」を「以下この条」に、 同 条第二項中 「前条各号」 を 「前条第一項各号」に、 「同条」 「前条各号」を「前条第一項各号」に改 を 「同項」 に改め、 同 条に次の 項を

加える。

3 市町 村が、 災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、 介護予防サービス、 地

域 密着型介護予防サー ビス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援

被保険者が受ける前条第一 項各号に掲げる予防給付につい て当該各号に定める規定を適用する場合 (同

条第二 項の規定に より読み替えて適用する場 場合に限っ る。) におい ては、 同 条第二 項 0 規定に ょ り 読 み替

えて適用するこれらの規定中 「百分の七十」とあるのは、 「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内に

おいて市町村が定めた割合」とする。

第六十九条第三 項中 「次項及び第五 項」を 「以下この条」 に改め、 同 条第四 項中 「第四 [十九条の二] を

「第四十. 九 条の二 第一 項」に、 「第五 + 九条 のニ を 「第五· 十九条 の二第一項」に改め、 同 2条第五 項を同

条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第一 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、 当該記載を受けた日の 属する

5

月 0 翌. 月  $\mathcal{O}$ 初 日 か 、ら当: 該給 付額減 額 以期間 が 経過するまでの間に利 用し た居宅サ ] F. ス、 地 域 密 着型 サ ]

ビ ス、 施 設サ ピ ス、 介護 予防 サ ピ ス 及 Ű 地 域 密 着 型介 護予 防 サ ピ ス 並 び に 行 0 た 住 宅 改 修 に 係 る

第三項 各号に 撂 げる介護給付等 に つ **,** \ て当該各号に 定め る 規定を適 用する場合 ( 第 匹 + 九 条  $\mathcal{O}$ 第 項

又は第五 十九条の二第二項 の規定により読 み替えて適用する場合に限る。 に お いては、 第 四 + 九条  $\mathcal{O}$ 

第二項又は第 五十九条の二第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により読み替えて適用するこれらの規定中 「百分の 七十 と

あるのは、「百分の六十」とする。

第 七十 条第一 項第五 号 の 三 中 「 第 九 + 匹 条第三項第 五号 *の*三  $\mathcal{O}$ 下に 第 百 七 条第三項 第 七 号」 を加

え、 同 条 第四 |項及 び第一 五. 項 中 「第百十八条第二項」を 「第百十八条第二 一項第一 号 に改め、 同条· 中 第 八項

を第十一 項とし、 第七 項を第十項とし、 第六項の次に次の三 一項を加 える。

7 関 係 市 町 村 長 は、 厚 生 一労 働 省 令で定めるところに より、 都 道 府 県 知 事 12 対 第 四 + 条第 項 本文

 $\mathcal{O}$ 指 定 ( 前 項  $\mathcal{O}$ 厚生 一党 働省令で定め る居 宅 サ ピ ス に係 る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 く。 次項 に お 1 て 同 に 0 1 7

当該: 指定をしようとするときは、 あらかじめ、 当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めること

が できる。 この場合において、 当該都道府県知事は、 その求めに応じなければならない。

8 関係: 市 町村長 は、 前 項の 規定による通知を受けたときは、 厚生労働 省令で定めるところにより、 第四

+ 条 第 項 本 文の 指 定に 関 し、 都道 府 県 知 事 に 対 し、 当 該 関 係 市 町 村  $\mathcal{O}$ 第 百 十七条第 項に 規 定する

市 町 村 介護保証 険 事 業 計 画 لح 調 整を図る見 元地から 0) 意見を申 し出ることができる。

9 都 道 府県知事 は、 第六項又は前項 の意見を勘案し、 第四: 十一条第一 項本文の指定を行うに当たって、

当 該事 業  $\mathcal{O}$ 適 正 な運営を確保するために必要と認め る条件を付することができる。

第七十二条第 項中 「介護・ 老人保健施設」 0 下に 「又は介 護医療院」 を、 第九 十四条第 項」 0 下に

又 へは第一 百七条第 項」 を加え、 同 条第二 項 中 「介護 1老人保持 健 施設」 0) 下に 又 へは介護 医 療院 を、 第

九 十四条の二第一 項」の下に 若 しくは第百八条第一項」を、 「第百四条第一項」 の 下 に 第百十四条

の六第一項」を加える。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第七十二条の二 訪問 介護、 通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、

社会生 る 十四四 て、 ピ 児童福祉法 係る第七 の二第一 る場合を含む。 1 障 わ ビス 害児通 スの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福 れる居宅サー と 条第 次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項 活を総合的に支援す ( 以 下 十条第 項第二号」とする。 所支援 第二十九条第一項の指定障害福 同 項 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の指定(当該事業所により行 項  $\bigcirc$ 「 障 ビス 以下この項において同じ。) 一 項 ( 以 下 害 لح لح あ の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に あ 福 (第七十 るの る 祉 障 Ō サ ĺ !害児通! は は るため Ľ, ただし、 条の二第四項に 「同号」 「第七十二条の二第 ス 0) 所支援」 という。 法 と、 申請者が、 律 祉 平 という。 同 サービス事業者の指定 -成十七. お 項第三 の規定の適用については、 に係 7 7 厚生労働省令で定めるところにより、 準用する 年法律 項 第 号中 るも に係 0) 第七 号 の るもの に限る。 る場合を含む。 第百二十三号。 十 指 に限 四条第二 定居宅サー (第七十条の二第四項にお (当該事業所により行われる居宅サ を受けて る。 第七十条第二項第二号中 項」 以 下 又は障  $\mathcal{O}$ ピ スに とあ 申 *\* \ 「障害者総合支援法」 · る者 請 従事 害 る が  $\mathcal{O}$ あっ か 者 別段の・ は . ら当 する従業者  $\mathcal{O}$ た場 日 「第七 該 常 7 申 生活 合に 7 事 規定する 出 十二条 準 業 「第七 をし に係 所に 及び 用 お 祉 لح す サ 1

たときは、この限りでない。

に係 当該 る都道 申請 府 に係る事業所 県の 条 例で定める基準及び の従業者の知識及び技能並びに人員が、 都道府県  $\mathcal{O}$ 条例 で定め る員数を満た 指定居宅サービスに従事する従業者 していること。

申 請 者が、 都道 府県の 条例で定める指定居宅サービス 0 事 <del>,</del>業 0) 設備 及び 運営に関する基準に従って

適正 な居宅サ ĺ Ë コス事 業の運営をすることができると認められること。

2 都道 府県が 前 項各号の条例を定めるに当たっては、 第一 号から第三号までに掲げる事項につい ては厚

生労働 省令で定める基準に従 い定め るものとし、 第四 | 号に · 掲 げ る事項につい ては厚生労働省令で定める

基 |準を標準として定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するもの

とする。

指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三 指定居宅サ E ス 0 事 業  $\mathcal{O}$ 運営に 関する事 項で、 あって、 利用する要介護 者  $\bar{O}$ サー ピ ス  $\mathcal{O}$ 適 切 な利用

適 切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める

四 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

3 厚生労働大臣 は、 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 (指定居宅サー ビスの取扱いに関する部

分に限る。 )を定めようとするときは、 あらかじめ社会保障審議会の意見を聴 いかなけ ればならない。

4 第一項の場合において、 同項に規定する者が同項の申請に係る第四十一条第一 項本文の指定を受けた

ときは、 その者に対しては、 第七十四条第二項から第四項までの規定は適用せず、 次の表の上欄に掲げ

る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄 に掲げる字

句とする。

第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービス	都道府県の条例で定める基準	第七十四条第一
		項
前条第一項第二号	次条第二項	第七十三条第一
		項
第七十二条の二第一項第二号	第七十四条第二項	第四十一条第九

第 第一 項 第七十七条第 第七十七条第 項第三号 第七十六条の二 第七十六条の二 項第四号 第一 項第二号 項第三号 に従い 同項 第七十四条第一 第七十四条第二項 同項 第七十四条第 第七十四条第二項 項の 項の 第七十二条の二第一項第二号 同号 に従事する従業者に係る 第七十二条の二第 第七十二条の二第一項第二号 同号 に従事する従業者に係る 第七十二条 基準に従い同号の に従事する従業者に係る都道府県の条例で定める の二第 項 第 項 第 号の指定居宅サー 号の指定居宅サー ビス ピ ス 児

項に規定する者であって、 同項の申請に係る第四十一条第一項本文の指定を受けたものから、

指定 うも 童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業 る事業の廃止若しくは休止 出 が に あ のに限る。) 係 0 る事 たとき又は障 業 所に につ お 害者 ١, ۲ ر て て行うも 一の届・ 総 同法第二十一条の五の二十第四 合支援法第二十 出 Ō があったときは、 に限 る。 九 に 条 つ 第 当該指定に係る指定居宅サ 7 項に て障 項の 規 害者総合支援法第四 定す 規定による事業 る指 (当該指定に係る事業所において行 定障 害 福 1十六条  $\mathcal{O}$ 祉 廃 Ė サ ĺ ス 止若しくは 第 0 ピ 事 二項 ス 業  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 事 休 0 規 業 *\*\ 定 止 **当** の届 に ょ 該

第七十 六 条 の 二 第 項 第 号及び 第七: 十七 条第 項第二号中 第 七 十条第八項」 を 「第七十条第 九 項又

は

第

+

項」

に

改

8

る。

第七十五

条第二

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定に

による事

業

不の廃止

文は休

止

一の届・

出

が

あっ

たものとみなす。

第七十 八条の二第三項中 「第百十八条第二項」を 「第百十八条第二項第一号」に改め、 同条第六項中

第三号の 四及び 第四号」 を 「及び第三号の 四から第五号まで」 に改め、 同項第四号中 「この」 号 の 下 に

「及び次号イ」 を加え、 日 常 生 活 巻 域 0 を 日 常 生 活 圏 |域に お け う る 」 に改 め、 同 項 に 次  $\hat{O}$ 号を加え

る。

五. 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一 項の申請があ 0

た場合において、 第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回 • 随時 対応型訪問介護看護等

所者 生 活介護 以 外  $\mathcal{O}$ 地 域 密着 型 サ ĺ ピ ス で あ って、 定期 巡 口 随 時 対 |応型 訪 間 介護 看 護、 小 規 模 多機

認

知

症

対応型共同

生活介護、

地域

、密着型特定施設入居者生活介護及び

地域密

着型介護老人福

祉

施

設入

能 型 居 宅介護 その 他  $\mathcal{O}$ 厚 生労働 省令で定 め る ŧ Ō をいう。 0 事 業を行う者  $\mathcal{O}$ 当 該 指定に 係 る当 該 事

業 を行う事業所 (イに お いて 「定期巡回 随 時 対応型訪問介護看護等事業所」 という。 が 当 該 市 町

村  $\mathcal{O}$ 区 域に、 あ る場合その 他 の厚生労働省令で定める場合に該当し、 か つ、 当該市 町村長が次の ١ ر ずれ

かに該当すると認めるとき。

イ 当 該 市 町 村又は当該 定 期 巡 回 随 時 対応型 訪 問 介護 看 護等事 業 所 0 所 在 地 を含 む 日常 生 活 巻 域 E

お け る地 域 密 着型サー ピ ス 地地 |城密着型通 所介護その他 (T) 厚生労働省令で定めるもの に 限 る。 以下

0 イに お 1 て同じ。) の種 類ごとの量が、 第百十七 条第 項の 規定により当該 市 町 村 が 定め る市

町 村 介護 保 険 事 業 計 画 に お 1 て定め る当 該 市 町 村 又は当該 日 常 生 活圏 域 E お け る当 該 地 域 密 着 型サ

] ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類ごとの 見込量 に既に達してい るか、 又は当該申請 に係る事業者の指定によってこれ を

超えることになるとき。

口 その他第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障

を生ずるおそれがあるとき。

第 七十 八条の二 第七 項 中 前 項第四 号 の 下 に 「若しくは第五号」 を加え、 同条の ) 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条を加え

る。

(共生型地域密着型サービス事業者の特例)

第七 十八条の二の二 地 域 密 着型通 所介護 その 他厚生労働省令で定める地域密着型サー ピ スに係る事業所

に つい て、 児 童 福 祉法第二十 条 O五. の 三 第 項 0 指定 (当該 事 業所 に ょ り行 わ れ る 地 域 密 着 型 サ Ľ

ス 0 種 類に応じ じ て厚: 生 労働 省令です 定め る 種 類  $\mathcal{O}$ 障 害 児通 所 支援に係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に限 る。 又は 障 害 Z者総 合支

援法第二十九条第一 項 の指定障 害 福祉サー ビス事業者の指定 (当該 事 業 所により行 わ れる地 域密 着型サ

ピ ス 0) 種類 に応じて厚生労働省令で定める種 類  $\mathcal{O}$ 障害福祉サー ピ ス に係るものに限 る。 を受けて 1

る者 か 5 当該 事 業所 に · 係 る前 条第 項 (第七 十八条 0 十二に お 1 て準 用する第七 十 条 次の二第三 几 項 に お 1

て準 甪 す んる場 合 を含 む。  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 た場 一合に お 1 て、 次の 各 号  $\mathcal{O}$ 1 ず れ に も該当するときに お け る

前条第四 項 (第七十八条の十二において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。 以

従業者 とある 項」 下この項において同じ。)の規定の適用については、 とあ のは に関する基準」とあるのは るの 「次条第一項第一 は 「又は」 同号」と、 号の: 治指定地: 「員数 「員数」 文は同 域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、 と、 条第五 同項第三号中 一項には 前条第四項第二号中「第七十八条の四第一項の」 規定する指 「第七十八条の四 定地 域 密 着型サ 第二項又は第 E スに 「若しくは同 五. 項 従 事 とあ する

従業者に係 当該 申 清 る に 市 係る事業所 町 村 の条例で定め  $\mathcal{O}$ 従業者 いる基準  $\mathcal{O}$ 知 識 一及び市 及び技能並びに 町 村の条 例で定め 人員が、 る員 指定地域密着型サ 数を満たして 7 ること。 ビスに従 事 する

申

出をしたときは、

この限りでない。

るのは

「次条第一項第二号」とする。

ただし、

申請者が、

厚生労働省令で定めるところにより、

別段

0

7 申 適 請者が、 正な地 域密着 市町村の条例で定める指定地域密着型サー 型サービス事業の運営をすることができると認められること。 ビス の事業の設備及び運営に 関する基準に従

2 準を標準として定めるものとし、 労 働 市 省 町 1令で定、 村 が 前 8 項各号の条例 る基 準 に従 を定め 1 定め その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと るものとし、 るに当たっては、 第五 号に 第一号から第四号までに掲 掲 げ る事 項に . つ い て は げる事 厚 生労働的 項につい 省令 で 定 --め は 厚生 る 基

する。

指定地域密着型サー E スに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

指 定 地 域 密 着型サ F ス  $\mathcal{O}$ 事 業に係る る居室 の床 面 積

三 小 規 模多 機能型居宅介 護 及び 認知症対応型通 所介護  $\mathcal{O}$ 事 業に係る利用定員

指 定地域密着型サー ピ こスの事 業の運営に関する事項であって、 利用する要介護者のサービスの適切

の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で

兀

定めるもの

な利

用、

適切な処遇及び安全の確保並びに秘密

五. 指 定 地 域 密 着型 サー ピ スの事 · 業 (第三号に規定する事業を除く。) に係る利用定員

3 厚生労働大臣は、 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 (指定地域密着型サー ビスの取扱い 、 に 関

する部分に限る。 を定めようとするときは、 あら かじめ社会保障審議会の意見を聴かなければ はならな

\ <u>`</u>

4 第 項 の場合にお いて、 同項に 規定する者が i 同項 の申請 に係る第四十二条 の二第一 項本文の指 定を受

けたときは、 その者に対しては、 第七十八条の四第二項から第六項までの規定は適用せず、 次の表の上

欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

掲げる字句とする。

員数	員数又は同条第五項に規定す	
又は同号	若しくは同項	
型サービスに従事する従業者に係る		第一項第二号
第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着	第七十八条の四第一項の	第七十八条の九
で定める基準に従い同号の		
型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例	従い	第一項
第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着	市町村の条例で定める基準に	第七十八条の四
		第一項
前条第一項第二号	次条第二項又は第五項	第七十八条の三
	五項	第八項
第七十八条の二の二第一項第二号	第七十八条の四第二項又は第	第四十二条の二

	る指定地域密着型サービスに	
員数	員数又は同条第五項に規定す	
又は同号	若しくは同項	
型サービスに従事する従業者に係る		第四号
第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着	第七十八条の四第一項の	第七十八条の十
	五項	第一項第三号
第七十八条の二の二第一項第二号	第七十八条の四第二項又は第	第七十八条の九
	関する基準	
	サービスに従事する従業者に	
員数	員数又は当該指定地域密着型	
又は当該市町村	若しくは当該市町村	
	従事する従業者に関する基準	
	る指定地域密着型サービスに	

第五号 五項 第七十八条の十 第七十八条の四第二項又は第 第七十八条の二の二第一項第二号		従事する従業者に関する基準	
五.	七十八条の	八条の四第二項又は	八条の二の二第一項第
	第五号	五項	

5 第一 項に規定する者であって、 同 |項の申請に係る第四十二条の二第一 項本文の指定を受けたも のは、

児 童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業 (当該指定に係る事業所に おいて

当該指 定に係る事 業所にお , , て行うものに限る。 を廃止 Ļ 又は休止しようとするときは、 厚生労働

又は障害者総合支援法第二十九条第一

項に規定する指定障害福祉サービスの

事業

行うものに限る。)

省令で定めるところにより、 その廃止又は 休止の日 *Ø*)
<u>→</u> 月前までに、 その旨を当該指定を行 0 た市町村

長に届 け出なければならない。 この場合において、 当該届出があったときは、 当該指定に係る指定地域

密着型サー ビスの事業について、 第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出 Iがあ 0

たものとみなす。

号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、 第七十 八条の十第七 号中 「及び第百四 条」 を 第百四条及び第 百十四条の六」 第十二号の次に次の一号を加え に改め、 同 条中 第 十五

十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十六項の規定による通知を受けた

とき。

第七十八条の十二中「これらの規定に関し」を 「第七十条の二第四項中 「前条」 とあるのは、 「第七十

八条の二」と読み替えるものとするほか、」に改める。

第七十八条の十四第三項中「、

第三号の四及び第四号」

を「及び第三号の四から第五号まで」

に改める。

第 九十 匝 [条第 項中 ( 以 下 「介護老人保健施設 0 開設者」 という。)」 を削 ŋ 同条第三項第六号中

を管理する者 ( 以 下 「介護老人保健施設 の管理者」 という。)」を「の管理者」 に改め、 同条第五 項中

- 第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第百条第三項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第百四条第一 項第八号ただし書中 「当該介護老人保 健 施設 の従業者」 を 「介護老人保健施設の従業者」

に、 「当該 介護老 人保健: 施設 の管理は 者」 を 「管理者」 に改め る。

第百四条の二中 「当該介護老人保健施設の開設者」を「介護老人保健施設の開設者」に改める。

第百五条中「から第百四条までの規定に基づく」を「、第百二条第一項、第百三条第三項及び第百四条

第一項の規定による」に改める。

第百六条ただし書中「医療法」を「同法」に改める。

第百七条から第百十五条までを削る。

第五章第五節に次の一款を加える。

第三款 介護医療院

(開設許可)

第百七条 介護 医 療院を開設しようとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県知事の許

可を受けなければならない。

2 介護医療院を開設した者が、 当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しよ

うとするときも、前項と同様とする。

3 都道. 府県知事は、 前 二項  $\mathcal{O}$ 許可の申 請が あった場合にお いて、 次の各号 ( 前 項の申請にあっては、 第

二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

当該介護医療院を開設しようとする者が、 地方公共団体、 医療法人、社会福祉法人その他厚生労働

大臣が定める者でないとき。

当 該 介護医 療院が第百十一条第一 項に規定する療養室、 診察室、 処置室及び機能 訓練室並 び に都道

府県の 条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しな

とき。

 $\equiv$ 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護医療院の

運営をすることができないと認められるとき。

兀 申 請 習者が、 禁錮 以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの

者であるとき。

五. 申 請者が、 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定に

ょ り 罰 記 金 の 刑 に処せられ、 その執行を終わ ij, 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申 請 者が、 労働に関する法律 の規定であって政令で定めるも のにより罰 金の刑に処せられ、 その執

行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七 申 請者が、 保険料等につい て、 当該申請をした日の前日までに、 納付義務を定めた法律 の規定に基

づく 滞 納処分を受け、 カゝ つ、 当 該 処分を受け た日 か 5 Ē 当な理由 なく三月以 上  $\overline{\mathcal{O}}$ 期 間 に わ た り、 当 該

処 分を受け た 日 以 降 に 納 期 限  $\mathcal{O}$ 到 来 L た 保険 料 等  $\mathcal{O}$ 全 て を引き 続 き滞る 納 L 7 1 る者 で あ る

八 申 請 者 が 第百 + 兀 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 又 は 第 百 + 五 条の三十五 第 六項 0 規 定 に ょ り 許 可 を 取 n 消 さ れ

そ 0 取 消 L  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算して五年を経過 しな い者 (当該許可 を取 ŋ 消された者が法人である場合にお

1 7 は 当 該 取 消 L 0) 処分に係 る行政手 続法第 十五 条 O規定に よる 通 知 が あ 0 た 日 前 六十 日 以 内 に

該 法 人  $\mathcal{O}$ 役 員 又は そ  $\mathcal{O}$ 開 設 L た 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 管 理 者で あ 0 た /者 で当 該 取 消 L  $\mathcal{O}$ 日 カ 5 起 算 L 7 五. 年 を

経 渦 し な 1 ŧ 0 を含み、 当該 許 可 を 取 り 消 さ れ た . 者が 第 号 Ö) 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る 者  $\mathcal{O}$ Ś Ś 法 人 で

な ものであ る場合に お ١ ر · ~ は、 当該 通 知が あ 0 た日前 六十 白 以内 に当該者  $\mathcal{O}$ 開 設 L た介護 医 療院  $\mathcal{O}$ 

管理 者であっ た者で当該 取 消 L  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起算 L 7 五. 年を経過 L な 1 ŧ 0 を含む。) で あるとき。 ただ

当 該 許 可  $\mathcal{O}$ 取 消 L が 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ うち 当 該 許 可  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ 処 分  $\mathcal{O}$ 理 由 とな 0 た

事 実 及 び 当 該 事 実  $\mathcal{O}$ 発 生 を防 止 す るた 8  $\mathcal{O}$ 当 該 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 開 設 者 に ょ る業 務 管 理 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 0 1

て  $\mathcal{O}$ 取組 の状況その 他の当該事 実に関して当該介護医療院の 開設者が有して V た責任 の程度を考慮

この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの

として厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九 申 請 者が、 第百 十四四 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 又は 第百十 五. 条の三十五第六項 の規定に による許 可 Ò 取 消 L 0 処分

に係 る行政手 続法第十五 条 の規定によ る通知が あった日 から当該処分をする日又は 処分をし ないこと

 $\mathcal{O}$ を決定する日までの間に第百十三条第二項の規定による廃止の届出をした者 理 由 がある者を除く。)で、 当該届 出 の日から起算して五年を経過しない ものであるとき。 (当該廃止につい 7

相

+ 申 請 者が、 第百 十四条の二第一 項 0 規定による検査 が 行 わ れ た 日 か : ら聴聞: 決定予 定日 (当該 検 査 0

結果 にこ 基づき第百十 四条の六第 項の 規定による 許可  $\mathcal{O}$ 取 消 L 0 処分に係る聴聞 を行うか否か 0 決定

該検 をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事 査 が行い わ れた日 から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の 日をいう。) が当該申請者に当 までの

間 に 第百十三条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる廃っ 止  $\mathcal{O}$ 富 出をし た者 (当該廃 止 こについ て 相 当 0 理 由 が ある者を除

当 該 届 出  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算 て 五. 一年を経過 過 L な 1 もので あ るとき。

十 一 第九号に規定する期間内に第百十三条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、 申

請者が、 同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法

人を除く。) の役員若しくはその開設した介護医療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働

大臣 が定める者のうち法人でない も の (当該廃止 元につい て相当 の理 由 がある者を除く。 0) 開 設 した

介護 医 療院 の管理者であった者で、 当該届出の 日 から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、 許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者で

あるとき。

十三 申請者が、 法人で、 その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

であるとき。

十四四 申請者が、 第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者

その 他の政令で定める使用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるもので

あるとき。

4 都 道 府 県知 事 は、 営利を目的として、 介護医療院を開設しようとする者に対しては、 第一項の許可を

与えないことができる。

5 都道府県知事は、 第一項の許可又は第二項の許可(入所定員の増加に係るものに限る。 以下この項及

び 次項において同じ。) の申請が あった場合にお *(* ) て、 当 該申 請 に係る施設 の所在地を含む区域 (第百

十八条: (第二項 第 一号の 規 定 に ょ り当該 都 道 府 県が 定 め る区域とする。) に おけ る介護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 入 所 定 員

 $\mathcal{O}$ 総数 が、 同 条 第 項 0 規定に、 ょ り 当該 都 道府県が 定め Ś 都道 府県介護保険 事 業支援 計 画 に お 1 て 定 8)

るその区域の介護医療院の必要入所定員総数に既に達しているか、 又は当該申請に係る施設 の開 設若し

業支援 計 画  $\mathcal{O}$ 達 成に支障 を生ずるおそれが あると認めるときは、 第一 項の 許 可 又は第二 項  $\mathcal{O}$ 許 可 を与え

増加によってこれを超えることになると認めるとき、

その他

の当該都道府県介護保険

事

ないことができる。

くは

入所定員

0

6 都 道 府県知事 は、 第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、 関係市町村長に対し、 厚生

労働省令で定める事 項を通知 し、 相当の期間を指定して、 当該関係市 町村の第百十七条第一項に規定す

る市 町 村 介護保 険 事 <del>,</del>業 計 画 との 調 整を図 る見地から 0 意見を求めなけ れ ば ならない。

(許可の更新)

第百八条 前条第一項の許可は、 六年ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によって、 その効

力を失う。

2 前項の更新 の申請があった場合において、 同項の期間 (以下この条において「許可の有効期間」とい

0) 満 了  $\mathcal{O}$ 日 までにその申 請に対する処分がされないときは、 従前 の許 可 は、 許 可 O有 効期 間  $\mathcal{O}$ 満

了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

許可の更新がされたときは、

その許可の有効期間は、

従前の許可の有効期間の

満了の日の翌日から起算するものとする。

3

前

項の場合において、

4 前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

(介護医療院の管理)

第百九条 介護医 療院 の開設者は、 都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなけれ

ばならない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わらず、 介護医療院 の開設者は、 都道府県知事の承認を受け、 医師以外の者に当該

介護医療院を管理させることができる。

(介護医療院の基準)

第百十条 介護医療院の開設者は、 次条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従 1

要介 護 受者の心. i 身の 状況等に応じて適切な介護医療院サー ビスを提供するとともに、 自 Iらそ  $\mathcal{O}$ 提供 いする

介護 医 療 院 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 質  $\mathcal{O}$ 評 価 を行うことその 他  $\mathcal{O}$ 措置 を 講ずることによ り常 12 介護 医 療 院 サ ピ ス を

受け る者の 立 場 に立ってこれを提供するように努め なけ れ ばなら な い

2 介護 医 療院 の開設者は、 介護医療院サー ビスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証 に

認定 審 查会意 見が 記載されているときは、 当該認定審査 会意見に配慮して、 当該被保険者 に当該介 護

医療院サービスを提供するように努めなければならない。

第百 十 条 介護 医 療 院 は、 厚生労働 省令 で定めるところに ょ り 療 養室、 診察室、 処置室及び機能訓練 室

を有するほか、 都道 !府県の条例で定める施設を有 しなけ ればならない。

2 介護 医療院 は、 厚生労働 省令で定める員数の医師 及び 看 護師  $\mathcal{O}$ ほ か、 都道 府県の条例で定める員数の

介護支援 等門! 員 及び 介護そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 業務 に 従 事 す る従 業者、 [を有 ï な け ħ ば なら な 

3 前 項 12 規定 でする ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 介 護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 設 備 及 び 運 営に 関 す Ź 基 準 は、 都道 府 県  $\mathcal{O}$ 条 例 で定 め る。

4 都 道 何用が対 前三項の条例を定めるに当たっては、 次に掲げる事項については厚生労働省令で定め る基

準に従い定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 介護支援専 門員及び介 た護その: 他 0) 業務 に従事す る従業者並びにそれらの員 数
- 介護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 運 営に 関 はする事 項であ って、 入所する要介護 著 のサ ピ ス 0 適 切 な 利用、 適 切 な 処 遇
- 及 び 安全の 確 保並びに秘 密 0) 保持に密 接 に関連するものとして厚生労働省令で定 め る ŧ  $\mathcal{O}$
- 5 厚生労働大臣 は、 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 (介護医療院サ ビス  $\mathcal{O}$ 取扱 いに 関する
- 部 分に 限 る。 を定めようとするときは、 あらかじめ社会保障 審 議会の意見を聴 か な け れ ば なら な
- 6 介 護 医 療院  $\mathcal{O}$ 開 設 が者は、 第百十三条第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 廃 止 又 は 休 止  $\mathcal{O}$ 届 出 を L たときは 当 該 届 出
- 0 日 0 前 日に 当 該 介護 医療 院 サ ĺ ビスを受け そい た者であ って、 当該 廃 止 又は 休 止 0) 日 以 後 に お 1 て ŧ
- 引き続き当該介護医療院サ ービスに相当するサー Ľ, スの提供を希望する者に対し、 必要な居宅 サ ピ ス
- 等が 継 続 的 に 提供され るよう、 他 の介護医療院 の開設者その他関係者との連絡 調整そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 便宜 0) 提 供
- を行わなければならない。
- 7 介 護 医 療院  $\mathcal{O}$ 開 設者 は、 要介 護 者  $\mathcal{O}$ 人格を尊重するとともに、 この 法律又はこの法律に基づく命令を
- 遵守し、 要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

## (広告制限)

第百十二条 介護 医療院に関しては、 文書その他いかなる方法によるを問わず、 何人も次に掲げる事項を

除くほか、これを広告してはならない。

- 介護医療院 の名称、 電話で 番号及び所在 の場所を表示する事項
- 二 介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名
- 三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
- 四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
- 2 厚生労働大臣 は、 前 項第三号に掲げる事 項の広告の方法について、 厚生労働省令で定めるところによ
- り、必要な定めをすることができる。

## (変更の届出等)

第百十三条 介護 医 療院 の開 設者 は、 第百七条第二項 の規定による許可 に係る事 項を除き、 当該介護医療

院  $\mathcal{O}$ 開 設 含者の 住 <u>-</u>所そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 厚生労働省令で定め る事 項に変更が あ ったとき、 又は休止 した当該 (介護) 医 療

院を再開したときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 十日以内に、 その旨を都道府県知事に届け

出なければならない。

2 介護 医療院 の開設者は、 当該介護医療院を廃止し、 又は休止しようとするときは、 厚生労働省令で定

め るところによ り、 そ 0) 廃 止 又は休 止 0) 日 . つ 月前、 までに、 その旨を都道府県知事 に届 け É なけ れ ば な

5 うない。

、都道府県知事等による連絡調整又は援助

第百十四条 都道 府県知 事又は市町村長は、 介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便宜

 $\mathcal{O}$ 提供 が 円滑 に · 行わ れ るため必要が あると認めるときは、 当該介護医 療院 0 開 設者 及び 他  $\mathcal{O}$ 介 護 医 療院

 $\mathcal{O}$ 開 設 者 その 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者 相 互. 間 0 連 足絡 調整 又は当該介護 医 療院 の開設者及び当該関係者に 対する助言そ

 $\mathcal{O}$ 他 の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、 同 一の介護医療院の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡

調 整 又 は 援助を行う場合に お ζ, て、 当該介護医療 院  $\mathcal{O}$ 開設 者による第百十一条第六項 に !規定 す んる便宜  $\mathcal{O}$ 

提 供 が 円 滑に 行 わ れ る ため 必 要が あると認 めるときは、 当 該 都 道 府 県 知 事 相 互 間  $\mathcal{O}$ 連 絡 調 整 又 は 当 該 介

護医療院の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことが

できる。

(報告等)

第百十四条の二 都道府県知事又は市町村長は、 必要があると認めるときは、 介護医療院の 開設者、 介護

医療院 の管理者若しく は医 師 その 他の従業者 ( 以 下 「介護 医 療院 の開設者等」という。) に 対 し報告若

しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、 介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、

又は当該職員に、 介護医療院の開設者等に対して質問させ、 若しくは介護医療院、 介護医療院の開設者

 $\mathcal{O}$ 事 務 が行その 他介護医療院 の運営に関 係 0 ある場所に立ち入り、 その設備若しくは診療録、 帳簿書類そ

の他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、 前項の規定による質問又は立入検査について、 同条第四項の規定は、 前

項の規定による権限について準用する。

3 第一 項 の規定 により、 介護医 療院 の開設者等に対し報告若しくは提出若 しくは提示を命じ、 若しくは

出 「頭を・ 求 め、 又は当 該職員に介護 医 療院  $\mathcal{O}$ 開設者等 に対 ľ 質問させ、 若しく は 介護 医 療院に立 入検 査 を

させた市町村長は、 当該介護医療院につき次条、 第百十四条の四第一項、 第百十四条の五第三項又は第

百十四条の六第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、 理由を付して、 その旨を

都道府県知事に通知しなければならない。

## (設備の使用制限等)

第百十四 条 の 三 都道 府 県知 事 は、 介護医 療院が、 第百十一 条第一 項に 規定する 療養室、 診察: 室、 処置· 室

及び機能訓練室 並 び に 都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、 又は同条第三項に規定する

介護医 「療院の温 設 が備及び 運営に関する基準 (設備 に関する部分に限る。) に適合しなくなったときは、 当

該 介護 医 療院  $\mathcal{O}$ 開 設者 に 対対 Ļ 期間 を定めて、 その 全部若 しくは 部  $\mathcal{O}$ 使用 を制限 若しくは禁止

又 は 期 烈限を定 8 て、 修繕若しくは改築を命ずることができる。

## (変更命令)

第百十四 「 条 の 匹 都道 足府 県知· 事は、 介護医療院の管理者が介護医療院 の管理者として不適当であると認め

るときは 当 該 介護 医療院  $\mathcal{O}$ 開 設者に対 Ļ 期限を定めて、 介護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 管 理者の変更を命ずることが

できる。

2 厚生労働大臣は、 前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、 介護医療院に入所して

11 る者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、 都道府県知事に対し同

項の事務を行うことを指示することができる。

(業務運営の勧告、命令等)

第百十四 条  $\mathcal{O}$ 五. 都道 府県知事 は、 介護医 療院が、 次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、 当

該 介護医療院 の開設者に対し、 期限を定めて、 それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告す

ることができる。

その業務 に従事する従業者の 人員について第百十一条第二項の厚生労働省 令又は 都道府 県 0 条例で

定め る員数を満たし てい ない場合 当該 厚生労働 省令又は 都道 府県の条例 で定め る員数を満たすこと。

第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準 (運営に関する部分に限る。

に適合していない場合 当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三 第百十一 条第六項に規定する便宜の提供を適正に行 つて 7 ない場合 当該 便宜 一の提供 を適 正 一に行う

こと

2

都道府県知事は、 前項の規定による勧告をした場合において、 その勧告を受けた介護医療院の開設者

が、 同項の期限内にこれに従わなかったときは、 その旨を公表することができる。

3 都道. 府県知事 は、 第一項 の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、 正当な理由がなくてその

勧告に係 る措置 をとらなか ったときは、 当該 介護医 療院 の開 設者 に対 Ļ 期限 を定めて、 そ の勧告に係

る措置をとるべきことを命じ、 又は期間を定めて、 その業務の停止を命ずることができる。

4 都道 府県知事は、 前項の規定による命令をした場合においては、 その旨を公示しなければならない。

合  $\mathcal{O}$ 7 ず n カン に 該当すると認めるときは、 その旨を当該介護医療院  $\mathcal{O}$ 所在地  $\mathcal{O}$ 都道 府県知· 事 に 通 知 しな

ビスを行った介護医療院について、

第一項各号に掲げる場

ければならない。

5

市

町

対は、

保険給付に係る介護医療院サー

(許可の取消し等)

第百十四条の六 都道 府県知事は、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該介護医療院に係

る第 百 七 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可 (以下この条に お į١ て 許 可」という。 を取り消 又は 期間 を定めてその

許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

介護医療院の開設者が、 許可を受けた後正当な理由がなく、 六月以上その業務を開始しないとき。

介護医療院が、 第百七条第三項第四号から第六号まで、第十三号(第七号に該当する者のあるもの

であるときを除く。)又は第十四号 (第七号に該当する者のあるものであるときを除く。) 0) いずれ

かに該当するに至ったとき。

三 介護 医療 院 (T) 開設者が、 第百 十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

兀 介護医療院 の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。

五. 第二十八条第五項の規定により調査 の委託を受けた場合において、 当該調査の結果について虚偽の

報告をしたとき。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 介護医療院 の開設者等が、 第百十四条の二第一 項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の

提出若 しくは提示を命ぜられてこれに従わず、 又は虚な 偽 の報告をしたとき。

八 介護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 開設者等が 第百 十四 条 水の二第 項の 規定によ り 出 頭を求められてこれに応 ぜず、 同

項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る質問に対して答弁せず、 若しくは虚偽 の答弁を Ļ 又は同 項  $\mathcal{O}$ 規定による検査 を拒 4

妨げ、 若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、 その

<\_

九 前各号に掲げる場合の ほか、 介護 医 療院  $\mathcal{O}$ 開設者が、 この法律その他国 民 の保健医 療若 しくは 福祉

に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基 づく命令若しくは処分に違反したとき。

+ 前各号に掲げる場合のほか、 介護医療院の開設者が、 居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な

行為をしたとき。

<u>+</u> 介護 医療院  $\mathcal{O}$ 開設者が法人である場合にお いて、 その役員又は当該介護 医療院 の管理者 のうちに

許 可 0 取 消 し 文は 許 可の全部若しくは 部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サー

ス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

介護医療院 0 開設者が第百七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でない もので

あ る場合にお () て、 その 管理 者 が 許 可  $\mathcal{O}$ 取消 し 又 八は許一 可  $\mathcal{O}$ 全部 若しくは 部  $\bigcirc$ 効力  $\mathcal{O}$ 停止をしようと

するとき前 五 年 以内 に居宅サ ] E ス等に関 し不正 一又は著 しく不当な行為をし た者であるとき。

市町村は、 第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護医療院サービスを行

2

った介護医療院について、 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、 その旨を当該介護医療院の

所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣 は、 第 項に規定する都 道 府 吊果知事  $\mathcal{O}$ 権限に属する事 務について、 介護医療院 に入所し

7 7 る者の生命 又は身体の 安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、 都道府県知事 でに対し

同項の事務を行うことを指示することができる。

(公示)

第百十四条の七 都道 府県知 事は、 次に掲げる場合には、 介護医療院  $\mathcal{O}$ 開設者の名称又は氏名、 当該介護

医 療院  $\mathcal{O}$ 所在 地 その 他 の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第百七条第一項の規定による許可をしたとき。
- 二 第百十三条第二項の規定による廃止の届出があったとき。
- 三 前条第一 項又は第 百 十五条の三十五第六項の 規定により第百七条第一 項の許可を取り消し、 又は許

可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(医療法の準用)

第百十四条の八 医療法第九条第二項の規定は、 介護医療院の開設者について、 同法第十五条第一項及び

第三項の規定は、 介護医療院の管理者について、 同法第三十条の規定は、 第百 十四条の三、 第百十四条

 $\mathcal{O}$ 兀 第 項、 第百 十 兀 条の 五. 第三項及び第百十四条 水の六第 一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による処分に つい て準用さ する。

 $\mathcal{O}$ 場合において、 これらの 規定に関し必要な技術 的読替えは、 政令で定める。

(医療法との関係等)

第百十五条 介護医療院は、 医療法にいう病院又は診療所ではない。 ただし、 同法及びこれに基づく命令

以外の法令の 規定 健 康保 険法、 国民 健 康保険法その 他 0) 法令の政令で定める規定を除く。)に お 1 7

病院」 又は 診 療 所 とあ るの は、 介護 医 療院 (政令で定め る 法 令の 規定に あっては、 政令で定める

ものを除く。)を含むものとする。

2 介護医療院 0 開設者は、 医療法第三条第 項の規定にかかわらず、 当該介護医療院の名称中に介護医

療院という文字を用いることができる。

第百十五条の二に次の三項を加える。

4 関係市町村長は、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県知事に対し、 第五十三条第一 項本文

よう求 の指定について、 8 ることができる。 当該指定をしようとするときは、 この場合におい て、 当 該 あらかじめ、 都道 府 県知 事 当該 は、 関係市 そ  $\mathcal{O}$ 求 めに応じなけ 町村長にその旨を通知する 'n ば なら な

5 関 係 市 町 村 長 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ 6る通 知 を受けたときは 厚生 一労働 省 令 で定 めるところに ょ り、 第五

第 項 本 文の 指 定に 関 し、 都道 府 県 知 事 に 対 Ļ 当 該 関 係 市 町 村  $\mathcal{O}$ 第 百 十七 条 第 項に 規定す る

市 町村介護保険 事 業 計 画 との 調 整 を図る見 地 カン らの意見を申し出ることができる。

6 都 道 府 県 知 事 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 意見を勘案 Ĺ 第五十三条第 項本文 の指定を行うに当たって、 当該事業 0

適 正 な 運 覚営を 確 保す る た 8 に 必 要と認 8) る条件を を付することができる。

第百十五条の二の次に次の一条を加える。

(共生型介護予防サービス事業者の特例)

第百十五 条の二の二 介護予i 防 短 期 入所 生 活 !介護そ 0 他 |厚生労働省令で定める介護予防サ ĺ ピ スに係る事

業所に つい て、 児童 福 祉法: 第二十 条  $\mathcal{O}$ 五. の三第 項  $\mathcal{O}$ 指 定 **当** 該 事 業 所 に ょ ŋ 行 わ れ る介護 予 防 サ

ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類に応 じて 厚 生労 働 省令で定 8 る 種 類  $\mathcal{O}$ 障 害児 通 所支援 に係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 又 は 障 害 者 総 合

支援法第二十九条第一 項の指定障害福祉 サー ・ビス事 業者 の指定 (当該事業所により行われる介護予防 サ

る者か て準用 前  $\mathcal{O}$ とある 下この項において同じ。) は 条第 ピ スの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けてい 同 のは する場合を含む。 ら当該事 号」 項 「次条第 ( 第 と、 百十五条の 業所に係る前条第一 同 項第三号中 項 第 一 の規定の適用については、 +  $\mathcal{O}$ 号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、 申 に 請 「第百· お が 項 あ い て準 + 0 (第百十五条の十一において準 た場 五. 条の 用する第七十条 一合に 匹 第二項」 お 1 て、 前条第二項第二号中 とあ 次 の二第四項に  $\mathcal{O}$ る 各号の のは V) 用する第七十条の二第四 「次条第 ずれ お 「第百十五条の四 いて準用する場合を含む。 12 も該当するときに 項第二号」とする。 同 第 項」 頃に 項の」 とある お け お Ź た 以 *\* \

業者 当該 に係る都道府県の条例で定める基準及び都道 申請 に係る事業所の従業者の知識 及び技能並びに 伊用の 条例で定める員数を満たしてい 人員が、 指定介護予防サー ピ ス ること。 に従事する従

だ

申

請者

が、

厚生

一労働:

省令で定めるところによ

り、

別

段

 $\mathcal{O}$ 

申

出をしたときは、

この

限

りで

な

方法 申 に 請 関 者が 分す る 都道 基 準 及 府 び指 県  $\mathcal{O}$ 定介護予防 条例で定める指定介護予防サー サー ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 設 備 ビスに係る介護予防 及び 運営に関する基準  $\mathcal{O}$ ため に従って適  $\mathcal{O}$ )効果的. な支援 正 な介護 0

予防サー

-ビス事

業の運営をすることができると認められること。

2 都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、 第一号から第三号までに掲げる事項につい ては厚

生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に 掲げる事項については厚生労働省 令で定め る

基 準 を 標準とし て定め るも のとし、 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つい て は 厚生労働 省令で定め る基準 を参 酌 するも

 $\mathcal{O}$ 

とする。

指定介護予防サー ビスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

 $\equiv$ 指 定介護 予 防 サ ピ ス 0) 事 業 0 運 営に 関 する事 ず項であ って、 利用する要支援者 0 サ ピ ス 0) 適 切

な

利 用 適切、 な 処遇及び安全  $\overline{\mathcal{O}}$ 確保並 び に 秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働 省令で定

めるもの

四 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

3 厚生 労 (働大) 臣 は、 前 項 E 規定する る厚生労働 省令で定め る基準 指 定介護予防サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 取 扱 V に 関 す

る部 分 に 限 る。 を定 めようとするときは、 あら カゝ ľ 8 社 会保 障 審 議 会  $\mathcal{O}$ 意 見 を聴 か な け れ ば な 5 な

4 第 項の場合において、 同項に規定する者が同項の申請に係る第五十三条第一 項本文の指定を受けた

ときは、その者に対しては、第百十五条の四第二項から第四項までの規定は適用せず、次の表の上欄に

掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

同号	同項	
サービスに従事する従業者に係る		第一項第二号
第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防	第百十五条の四第一項の	第百十五条の八
で定める基準に従い同号の		
サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例	に従い	第一項
第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防	都道府県の条例で定める基準	第百十五条の四
		第一項
前条第一項第二号	次条第二項	第百十五条の三
		項
第百十五条の二の二第一項第二号	第百十五条の四第二項	第五十三条第六

兀
五.
頁

第百十五条の八	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第一項第三号		
第百十五条の九	第百十五条の四第一項の	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防
第一項第三号		サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第百十五条の九	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第一項第四号		

5 うも 指定に係る事 出があっ 童福祉法第二十一条の五の三第一 第一 のに限る。) 項に規定する者であって、 たとき又は障害者総合支援法第二十九条第 業所に について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃 お **(**) て行うもの 項に規定する指定通所支援の事業 同項の申請に係る第五十三条第 に限る。 こにつ 7 て 障 項に規定する指定障害 害者総合支援法第四十六条 項本文の指定を受けたも (当該指定に係る事 福祉 サー 止若しくは休止 第二 ピ 業所に ス 項 0 事  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ · 業 おい 規 か 定 5 (当該 · て 行 によ の 届 児

る事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、

当該指定に係る指定介護予防サー

ピ

ス

の事

業につい

て、 第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第百十五 条の八第一項中第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第一号を第二号とし、 同号の前に

次の一号を加える。

第百十五条の二 第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当 該

条件に従うこと。

第百十五条の九第一 項中第十二号を第十三号とし、 第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、 第一

号の次に次の一号を加える。

指 定介護予 防サー ビス 事業者が、 第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付

された条件に違反したと認められるとき。

第百十五条の十一中 「これらの規定に関し」 を 「第七十条の二第四項中「前条」 とあるのは、 「第百十

五条の二」と読み替えるものとするほか、」に改める。

第百十五条の十二の次に次の一条を加える。

(共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例)

類 福 に応応 祉法第二十一 じて厚っ 生 一労働 条の 省 五. <u>「</u>令で・ の 三 定 第一 8 項 る の指定 種 類  $\mathcal{O}$ 障 (当該事業所により行わ 害児 通 所 支援 に 係 るも れ  $\mathcal{O}$ る に 地 限 域 る。 密着 又はは 型介護予 障 上害者総 4 ,防サ 合支援 ピ ス  $\mathcal{O}$ 法 第 種

<u>一</u> サ ピ 九 条第 0 種 類 項 に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福 0) 指 定 障 害 福 祉 サー ピ ス 事 業者 0) 指 定 **当** 該 祉 事 業 所に ピ より行 スに係るものに限 わ れ る 地 域 密着 る。 型介 を受けて 護 予 防

. サ

ĺ

ス

1 る者 か ら当 該 事 業所に係る前 条第 項 (第百十五条の二十一 に お 7 · て準 用する第七十条 の二第四 項に

お 1 7 準 甪 す る場合を含む。 0) 申 請 が あ 0 た場合 に お 1 て、 次  $\mathcal{O}$ 各号の V ず れ に も該当するときにお

け る 前 条第 項 ( 第 百 十五 条 の二十 に お 1 て準 甪 する第 七 + <del>-</del>条 の二第四 項に お 1 て 準 用する場合を含

む。 以下この項において同じ。 0 規定 の適用については、 前条第二 項第二号中 「第百十五条の十四第

項 <u>ි</u> とあ る のは 「次条第 一項第 号の指定地域 密着型介護予 防サー ビスに従事する従業者に係る」

٢, 若 しく は 同 項\_ とあ る  $\mathcal{O}$ は 又 は 同号」と、 「 員 数数 又 は 同 条第 五. 項 E 規定す る指 定地 域 密 着 型介

護予 防 サ ピ ス に 従 事 する 従業者 に 関 する基準」 とある  $\mathcal{O}$ は 「員 数 と、 同 項 第三号中 「第 百 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 

+ 匹 項又は第五項」 とあるのは 「次条第一項第二号」とする。ただし、 申請者が、 厚生労働 省令 で

当該 申請 に係る事業所 の従業者 の知識 及び技能 並びに・ 人員が、 指定地域密着型介護予防サー ビスに

申 請 者が、 市 町 村 0 条例 で定め ふる指定: 地 域密 着 型介護 予防サ E スに係る いる介護で 予 防  $\mathcal{O}$ た 8 0) 効 果 的

従

事

す

んる従来

業

者に

· 係

る市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

条例

で定

め

る基準

準

及び

市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

条例

で定

め

る員数を満

たし

て

ること。

な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サー ビス の事業の設備 及び運営に 関する基

準に 従 って適 正 な地 域密着型介護予防サ ・ビス事 · 業 の 運営をすることができると認め られること。

市 町 村 が 前 項 各号 の条例 を定め るに当たって は、 第一 号 カン ら第四号までに掲 げる事 項 E 0 1 て は 厚 生

2

労 分働省· 令で定 8 る基 準 に従 1 定め るものとし、 第五 号に · 掲 げ る事 項に つい . て は 厚生労働 省令 で 定め る 基

準を標準として定めるものとし、 その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと

する。

指 定 地域・ 密着型介護予防サ ピ ス に従事する従業者 に係る基準及 び当該従業者 0 員数

指 定 地 域 密 着型介 護予 · 防 サ ] ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業に係る る 居室  $\mathcal{O}$ 床 面 積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症 対応型通所介護の事業に係る利用定員

匹 指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の運営に関する事項であって、 利用する要支援者のサー ピ

ス 0 適 切 な利 用、 適切 な 処 遇 及び 安全  $\mathcal{O}$ 確保 並 びに秘密  $\mathcal{O}$ 保持 に密接に関連するものとして厚生労働

省令で定めるもの

五. 指 定 地 域 密 着型 介 護予 · 防 サ ピ こスの事 **業** (第三号に規定する事業を除 に係 る利 用 定員

3 厚 生労働大臣 は、 前項に規定する厚生労働省令で定める基準 (指定地域密着型介護予防 サ ピ ス の取

扱 7 に 関 はする部 分に 限 る。 を定めようとするときは、 あらかじめ社会保障 審 議会の意見を聴 か なけ ħ

ばならない。

4 第 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お いて、 同 項 E 規定する者が 同 項  $\mathcal{O}$ 申 請 に係る第五 + 四条 の 二 一第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 指 定 を受

けたときは、 その者に対し っては、 第百. + 五 条の十四 第二 項 か ら第六項までの規定は 適 用 だせず、 次  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 

上 欄 に 掲げる 規 定の 適 用については、 これらの規定中同表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表 公の下欄

に掲げる字句とする。

第八項	第五十四条の二
第五項	第百十五条の十四第二項又は
	第百十五条の十二の二第一項第二号

若しくは当該市町村
る基準ビスに従事する従業者に関
地域密着型介護予防サ
同条第五項に規定す
第百十五条の十四第一項の
の条例で定める基準に
次条第二項又は第五項

第百十五条の十二の二第一項第二号	第百十五条の十四第二項又は	第百十五条の十
	する基準	
	ービスに従事する従業者に関	
	る指定地域密着型介護予防サ	
員数	員数又は同条第五項に規定す	
又は同号	若しくは同項	
着型介護予防サービスに従事する従業者に係る		九第四号
第百十五条の十二の二第一項第一号の指定地域密	第百十五条の十四第一項の	第百十五条の十
	第五項	八第一項第三号
第百十五条の十二の二第一項第二号	第百十五条の十四第二項又は	第百十五条の十
	従業者に関する基準	
	介護予防サービスに従事する	
員数	員数又は当該指定地域密着型	

5 第一 項に規定する者であって、 同 項の申請に係る第五十四条の二第 項本文の指定を受けたものは、

児 童 福 祉 法第二十一 条  $\mathcal{O}$ 五. の三第 項 に規定する指 定通 所 支援  $\mathcal{O}$ 事 業 (当該指 定に係る うる事 **業** 所 に お *\* \ 7

行うも  $\mathcal{O}$ に限る。 又は障害者総合支援法第二十 九 条第 項に規定す る指定障 |害福! 祉 サー ピ ス 0 事 業

当該指定に係る事業所において行うものに限る。) を廃止し、 又は休止しようとするときは、 厚生労働

省令で定めるところにより、 その廃止又は休止の日 の — 月前までに、 その旨を当該指定を行 0 た市 町村

長に届 け 出 な ければな らない。 この 場合にお いて、 当該 届 出 が あ ったときは、 当該指 定に係る指 定 地 域

密 i着型: 介 護予 防 サー ピ ス 0) 事業について、 第百十五条の十五第二 項の 規定による事 業 0 廃止又は 休 止 0

届出があったものとみなす。

第百十五条の二十一中「において」 の 下 に 一、 第七十条の二第四項中 「前条」 とあるのは、 「第百十五

条の十二」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百十五 条の三十二第 項 中 「 及 び 介護 老 人保健: 施 設」 を 介護老人保健施設及び介護医療院」 に改

め、 「第九十七条第七項」の下に「、 第百十一条第七項」 を加える。

第百十五条の三十五第一項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」 を加え、 同条第六項

中 苦しく 、は介護 老人保健施 設 0 開設者」 を 介護 老人保健施設若しくは介護医療院  $\mathcal{O}$ 開設者」 に、

 $\mathcal{O}$ 許 可 を 若 L くは 介 護 医 療院  $\mathcal{O}$ 許 可 に 改 8 る。

第 百十 五. 条の 兀 十五 の 十 · 第 項及び )第二項· 中 「第百 一十五条 O兀 十五第二 |項第四| 号 を 「介護予 防 日常

生活支援総合事業 及び第百 十五条の四十五第二 項各号」に改 め、 同条第三項中 「第百十五条の 匹 十 五. 第二

項第四号」 を 「介護予 防 日常生活支援総合事 業及び 第百十 五. 条の四十五第二項各号」 に、 一必 要な協

力

をすることができる」 を 「支援に努めるも のとする」 に 改め る。

第 百十 五. 条の 兀 十六 第 匹 項中 「その 他  $\mathcal{O}$ を 「そ 0 他 必要な」 に、 「に努め なければ」 を 「 を 図 5 つなけ

れ ば に改め、 同 条第 九項中 「点検を行うよう努める」を 「評価を行う」に、 「講ずるよう努めなければ

| を「講じなければ」に改める。

第百· + 五 条の 兀 十八 第二項 中 会 議 は の 下 に  $\overline{\ }$ 厚生労働省令で定めるところにより」 を加える。

第百十七条第二項に次の二号を加える。

 $\equiv$ 被保険者 の地 域における自立 した日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態

等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、 市町村が取り組むべき施

策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

第 百 + Ł 条第 五. 項 中 把握 L た上で、 これ 5 事 ·情 上 を 「把握するとともに、 第 百十 ·八 条 の 二 第 項 0

規定により公表された結果その他の介護保険事 業の実施の状況に関する情報を分析した上で、 当該 事情及

び 当該分析 の結果」 に改 め、 同条第十 項 を同条第十三項とし、 同条第十項中 「第二項各号」 を 「第二 項

第 号及 び 第二号」 に改 め、 同 項 を 同 条第 十二項とし、 同 条 第九 項 を同 条第十 項とし、 同 条 第 八 項 中

第百 七 条」 を 第 百七 条第 項」 に 改 め、 同 |項を同り 条第十項とし、 同 条第七項を 同 · 条第· 九 項とし、 同 条 第

六項の次に次の二項を加える。

7 市 町 対は、 第二項第三号に規定する施策 の実施状況及び 同項第四号に規定する目標 の達成状況に関す

る調 査 及 グび分析 を行 1 市 町 村 介 護保 険 事 業計 画  $\mathcal{O}$ 実 績 に 関 す る 評 価 を行うものとする。

8 市 町 村 は、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 評 価  $\mathcal{O}$ 結果を公表するよう努めるとともに、 これを都道 府 7.県知事 に報告するも のと

する。

第百十八条第二項を次のように改める。

2 都道. 府県介護保険事業支援計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

当該 都道 府 県が 定 める区域ごとに当該区 域 E お ける各年 度  $\mathcal{O}$ 介護 専用 型特定施 設 入居者生活介護

地 域 密 着型 特 定施 設 入居者生活介護及び 地 域密 着 型介護老 人福 祉 施設 入所者 生活介護に係 る 必 要 利 用

定員総数、 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サ ビスの量 0) 見込

み

都 道 府県内 (T) 市 町村によるその被保険者の 地 域 における自立した日常生活 の支援、 要介護状態等と

なることの予 防又は 要介 護状態 等  $\mathcal{O}$ 軽 減 若 L Š は 悪化  $\mathcal{O}$ 防 止 及 び介護給付等に要する費用 0 適正 化に

関する取組 の支援に関し、 都道 府県が取り組 むべき施策に関する事 項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十八条第三 項中 「前 項に規定する」を 前 項各号に掲げる」 に改 め、 同 項 第五号中 「第百 干五 条  $\mathcal{O}$ 

兀 十五 第二 項第四 号 を 介 護予 防 日 常生 活支援 総 合事業 及び 第 百 十五 条  $\bigcirc$ 兀 十五 第二 項 〈各号」 に 改 8

同 条第四 項中 「第二項に規定する」 を 「第二項各号に掲げる」に、 「第二項の」 を 「第二項第一号の」

に改め、 同条第八項を同条第十一項とし、 同条第七項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改め、 同項

を同条第十項とし、 同条第六項を同条第九項とし、 同条第五項を同条第六項とし、 同項  $\mathcal{O}$ 次に次 の 二 一項を

加える。

7 都 道 府 県は、 第二 一項第二 号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目 標の達成状況 に関

す うる調・ 査及び分析を行い、 都道 府県介護保険事業支援計 画 0) 実績 に関する評価を行うものとする。

8 都 道 府県は、 前項 の評価の結果を公表するよう努めるとともに、 当該結果及び都道府県内 の市 町村の

前 条第 七 項  $\hat{O}$ 評 価  $\mathcal{O}$ 結 果を 厚生 一労働 大臣 に 報告するものとする。

第百十八条第四項の次に次の一項を加える。

5 都 道 府県は、 次条第 一項の 規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情

報を分析した上で、 当該 分析の結果を勘案して、 都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努める

ものとする。

第百十八条の次に次の一条を加える。

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、 市町村介護保険事業計 画及び都道府県介護保険事業支援計 画 の 作成、

実施 及 《び評価》 並 びに 玉 民  $\mathcal{O}$ 健 康  $\bigcirc$ 保持 増 進及びその 有する能力の 維持 向上に資するため、 次に 掲げる事

項に関う す る情 報 に 0 1 て 調 査 及び 分析を行 V) その 結果を公表するも のとする。

介護 設給付等 に要す る費 用 0) 額に . 関 す る 地 域 別、 年 齢 別 又は 要介護認定及び 要支援認定別 の状況その

他の厚生労働省令で定める事項

被保険者 0 要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他 の厚生労働省令で定める事

項

2 市 町 村 は、 厚生 一労 働大臣 に 対 Ļ 前項に規定する調 査及び分析に必要な情 報を、 厚生労働省令で定め

る方法により提供しなければならない。

3 厚 生労働大臣 は、 必 要が あると認めるときは、 都道府県及び市町村に対 第一項に規定する調査及

び分析 12 必要な 情報を、 厚生労働 省令で定める方法 により提供するよう求めることができる。

第七章中第百二十条の次に次の一条を加える。

(都道府県の支援)

第百二十条の二 都道府県は、 第百十七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものと

する。

2 都道 府県は、 都道 府県内の市町村によるその被保険者 の地域における自立した日常生活の支援、 要介

護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化 ー の 防 止及び介護給付等に要する費用 0

適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第百二十二条の二の次に次の一条を加える。

第百二十二条の三 国は、 前二条に定めるも 0 0 ほ か、 市町村によるその被保険者の地域における自立し

た日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは 悪化 の防 止 正及び介

護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、 市町村に対

し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

2 国 は 都道· 府県による第百二十条の二第一 項の規定による支援及び同条第二項の規定による事 事業に係

る取 組 を支援するため、 政令で定めるところにより、 都道府県に対し、 予算の範囲内において、 交付金

を交付する。

第百二十七条中「、第百二十二条、第百二十二条の二」を「から第百二十二条の三まで」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条を次のように改める。

## (概算納付金)

第百五十二条 前 条第 項の 概算納付金の額は、 次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、 当該各号に

定める額とする。

被用者保険等保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険

者を いう。 以下同じ。 当該年度にお ける全ての市町村の 医療保険納付 対象額及び介護予防 日常

生活· 豆支援総 合 事 業 医 療保 険納付対象額 の見込額  $\mathcal{O}$ 総 額を厚生労働省令で定めるところにより算定 L た

同 年 度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、 厚生労働

省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者

の見込数の 総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、 同年度にお け Ś 口

に掲げる額を乗じて得た額

1 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額 (第二号被保険者標準報

膕 総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。 口において同じ。

- )の合計額
- 口 当 該 被 用 者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報 酬 総 額  $\mathcal{O}$ 見込額
- 被用 者保 険 等保険者以 外 *(*) 医 療保証 険 者 当 該. 年 度における全て *(*) 市 町 村  $\mathcal{O}$ 医 療保険納付 対象額及び

介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところ

により算定 した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除 して得た

額に、 厚生労働省令で定めるところにより算定 し た同 [年度における当該医療保険者 に係る第二号被保

険者の見込数を乗じて得た額

2 前 項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ

各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、 それぞれ政令で定めるところにより補正 して得た額

とする。

険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額 全 玉 健 康 保険 協会及び 健康 保 険 組合 第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は 6 船 員 保

- 共済組合 第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法
- に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
- 三 日 本 私立学校振 興 共 (済事) 業 寸 第二号被保険 者である加入者ごとの私立学校教職員 、共済法に規定
- する標準報酬月額及び標準賞与額
- 兀 玉 民 健康保険組合 (被用者保険等保険者であるものに限る。) 第二号被保険者である組合員ごと
- $\mathcal{O}$ 前三号に定 める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

## (確定納付金)

第百五十三条 第百五十一条第一項ただし書 の確定納付金の額は、 次の各号に掲げる医療保険者の区分に

応じ、当該各号に定める額とする。

- 被用 者保証 険等保険者 前 々年度における全ての市町村の医療保険 納付対象額及び介護予防 日常生
- 活支援総合事業医 療保険 納付 対 象額  $\mathcal{O}$ 総額を厚生 一労働 省 令で定めるところにより算定した同 年 一度に お
- ける全ての 医 療保 険者に係る第二号被保 険者の総数で除 して得た額に、 厚生労働省令で定めるところ
- により算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た

額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、 同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

1 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準 報酬総額 (前条第二項に規定する第二号被

保険 者標 潍 報 酬 総 額を 1 . う。 口 に お 1 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 合 計 額

口 当 |該被| 用 者保 険等保険者に係る第二号被保険者標準 報 . 酬 総 額

被用者保険等保険者以外の医療保険者 前 々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び

介護予防 日常生活支援総合事 業医療保険納付 対象額 の総額を厚生労働省令で定めるところにより算

定した同 年度に おける全ての医 療保険者に係る第二号被保険 者 の総数で除して得た額に、 厚生労働省

令で定めるところにより算定した同年度における当該医 療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて

得た額

第二百二条第 項 中 「第一号被保険者」 を 「被保険者」 に改める。

第二百三条第 項 中 第 号被保険者」 を 「被保険 者」 に 改 め、 同 条第二 一項中 「第九十四条第 一項」の

下に 「若しくは第 百七 条第 項」 を加え、 「同条第三項第十一号」を「第九十四条第三項第十一 号若しく

は第百七条第三項第十四号」に改める。

第二百三条の三第一項中「第百条第一項」の下に「又は第百十四条の二第一項」を、 「介護老人保健施

設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第二百六条第二号中 「第百二条」 を 「第 百二条第 項」に改め、 同 条に次の二号を加 える。

三 第百 十二条第一項各号に掲げる事 項以外の事項を広告し、 同 項各号に掲げる事 項に 関 虚 偽の広告

をし、 又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したとき。

兀 第百 1十四条 の三又は第百十四 · 条の 兀 第 項の規定に基づく命令に違反したとき。

第二百 九条第 号を削 り、 同条第二号中 「第百条第 項」 の 下 に 第百十四条の二第一 項」 を加え、

同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条の規定に違反したとき。

第二百九条に次の二号を加える。

四 第百九条の規定に違反したとき。

五. 第 百 十三条第二 一項又は 第百 1十四条 の人に お いて準用す る医 療法第九条第二項の規定に違反したとき。

第二百十四条第三項中 「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則第七条中 「介護保険施設その他」を「介護医療院その他の」 に改める。

附 則第十一条  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 見 出 し を削 り、 同 条に見出しとして「 (平成二十九年度及び平成三十年度の各年度

 $\mathcal{O}$ 被用 者 保険 等保 険者 に · 係 る 概 算 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算定 の特例) を付 同 条第 項 ぐを次  $\mathcal{O}$ ように 改 8 る。

平 成 + 九 年 度及 び 平 ·成三十. 年 度 0 各 年 · 度 に お け る被 用 者 保 険 等 保 険 者 に係 る第 百 五. <del>十</del> 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

概 算 納 付 金の額 は、 第百 五. 十二条第 項 第 号の規 定にか カ わらず、 次の各号に掲げる被用者保険 ()等保

険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

概 算 負 担 調 整基 潍 超 過 保険 者 (概 算 総 報 ... 割 納 付 金 0 額 を厚生労働省令で定めるところに ょ ŋ 算 定

L た 当 該 各 年 度に お け る当該 被 用 者 保 険等保 険者 に係る 第二号被保 険 者  $\mathcal{O}$ 見 込 数 で 除 して 得 た 額 が 概

算 負 担 調 整 基 準 額 を超える被用 者保険等保険者をいう。 次号及び第五 並項にお いて同じ。) 概 算 総 報

膕 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 か 5 負担 調整対象 象見込額 を控除 して得た額と負 、担調整見込額との合計額と補 正 一後概算

加入者割納付金の額との合計額

概 算 負 担 調 整基 準 超 過 保 険 者 以 外  $\mathcal{O}$ 被用 者保 険 等 保 険 者 概算 上 総 報 酬 割 納 付金 0 額と負 担 調 整 見込

額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

附則第十一条第四項を同条第九項とし、 同条第三項中「第一項」を「第五項及び第六項」に改め、  $\lceil \downarrow \rfloor$ 

 $\mathcal{O}$ 条及び 次条にお 7 . て \_ を削り、 「各年度ごと」を 「年度ごと」に改め、 同項を 同 条第八項とし、 同 条第

項 中 前 項 を 「第二項及び前項」 に改 め、 同 [項を] 同 条第七項とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 五. 項 を 加 え

る。

2 前 項各号の概算総報酬割納付金の額は、 当該各年度における被用者保険等保険者に係る補 正前 概算納

年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

付

金総

額に二分の一

を乗じて得た額を当該各年度に

おける

第一号に掲げる額で除して得た数に、

当

該

各

号イ 全 に て 規定する第二号被保険者標準 0 被 用 者保 険等保 険者 12 係る第二号 <del>如</del> 膕 総額 被保 0 見 険 込額を 者標準 いう。 報酬 総 次号及び次項並びに附則第 額  $\mathcal{O}$ 見込額 (第百五 十二条第 十三条第二 項 第

項各号及び第三項において同じ。)の合計額

当該 被用 者 保険 例等保険: 者 に係る第二号被保険者 標準 報 酬 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込 額

3 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 概 算 負 担 調 整 基 潍 額 は、 当 該 各 年 度に お け `る各: 被用 者保 険等保険 者 に係る第二号被保

険 者標準 報酬 総額の 見込額、 厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用 者

保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに

政令で定める額とする。

4 第 項 第 号 Ō 負 担 調 整 対象見込額は、 第二項に規定する概算総報 松酬割納. 付 金の 額 か ら厚生労働 省 令

で定めるところにより算定した当該各年度における当該被 川者保証 険等保険者に 係る第二 号被保 険 者 の見

込数に前項に規定する概算負担 調整基準 額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

第一 項各号 0 負担 調整見込額 は、 当該各年度における全ての |概算負 担 ,調整基準超過 保険者 に係る前項

5

に規定

す

る負

担

調整

対

(象見込)

額

0

総額

を厚生

労働省

令で定めるところにより算

定

L

た当該

各

年

度に

おけ

る全て  $\mathcal{O}$ 被用者保険等保険者に係 いる補一 正後第二号被保険者見込数 の総数で除 し て得り た額 に、 厚生労 働 省

令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保

険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第一 項各号  $\mathcal{O}$ 補 正 一後概算 加 入者 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 当該各年度にお け る被用者 保険等保険 者 に係る補 正

前 概算 納 付 金 総 額に二分の一 を乗じて得 た額を厚生 一労働 省 令で定めるところにより算 定 L た当該 各 年 度

に おける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、 厚生

労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正

号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

附 則第 十二条に 見出 しとして \_ (平成二十九 年度及び平成三十年度の 各年度 の被用さ 者保険: 等保険 者 に係

る 確 定 納 付 金 0) 額 0 算 定 の特例) \_ を付 し、 同 条第 項を次 のように改  $\dot{b}$ る。

平 成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一 項た

だし書 0) 確定納: 付金 の 額 は、 第百 五. 十三条第 号の 規定に かかわらず、 次の各号に掲げる被用者保険等

保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

確 定 負 担 調 整基 準 超 過 保険 者 確 定 総 報 酬 割 納 付金  $\mathcal{O}$ 額 を厚生労働省令で定めるところに ょ ŋ 算定

L た当該各年 度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が 確定負

担 調 整 基準 額 を超える被用者保険等保険者をいう。 次号及び第五項において同じ。 確 定 総 報 幗 割

納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 か 5 負 担 調 整 対象 額を控除 L て得た額と負担 調 整 一額との 合計 **Ξ額と補**− 正 一後確 定 加 入者 割 納 付

金の額との合計額

確 定負担 調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確定総報酬割納付金の額と負担調 整 一額と

の合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

附則第十二条第三項中 「 第 項」 を 第 五. 項及び 第六項」 に、 「各年度」 を 「年度」 に改め、 同 頂を同

条第 八項とし、 同 条第一 項 中 「前 項」 を 「第二 項 及び 前項」 に改 め、 同 |項を同 条第七項 とし、 同 条第 項

の次に次の五項を加える。

2 前 項各号の 確 定総 報 酬 割 納付 金の額は、 当該各年度における被用者保険等保険者に係る補 正前 確定納

付 金総 額に二分 の 一 を乗じて得た額を当該 各年度に おける 第一号に掲げる額で除 して得た数に、 当 該 各

年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

全て  $\mathcal{O}$ 被 用 者保 険等保 険 者 12 係る第二号 被保 険 者標準 報酬 総 額 (第百五十二条第二 項 に 規 定す Ź 第

二号被保険者 1標準 報酬 総 額をいう。 次号及び次項並びに附則第十四条第二項各号及び第三項にお 1 7

同じ。)の合計額

当該 被用 者 保険 以等保険 は 者 に係る第二号被保険者 標準 報 酬 総 額

3 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 確 定 負担 調 整 基 潍 額 は、 当 該 各 年 度に お け `る各: 被用 者保険等保険 者 に係る第二号被保

険 者標準 報酬 総 額、 厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保

険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める

額とする。

4 第一 項第一号の負担調整 対象額は、 第二項に規定する確定総報酬割 的納付金 の額から厚生労働省令で定

 $\emptyset$ るところによ り算定 した当該各年度に おける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者  $\bar{O}$ 数に前

項に規定する確定負担調整基準 額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 第一項各号の負担 調整額は、 当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規

定する負 担 調整 対象 額 の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年 度にお ける全ての

被用者! 保険等保険者 に係る補 正後第二号被保険者数 の総数で除して得た額に、 厚生労働 省令で定めると

ころにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じ

て得た額とする。

6 第一 項各号の補正 一後確定. 加入者割納付 金 の額は、 当該各年度における被用者保険等保険者 に係る補正

前 確定 納 付 金総 額に二分の一 を乗じて得 た額を厚生 労働省令で定めるところにより算 定し た当該 各 年度

に おける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、 厚生労働

省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被

保険者数を乗じて得た額とする。

附 則第十三条を附則第 十五 条とし、 附 則第十二条  $\mathcal{O}$ 次に次の二条を加 える。

平 ·成三十一年 度の 被 用者保険 等保険者に係る概算 納付 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定  $\mathcal{O}$ 特 例

第十三条

平成三十一

年度に

第百五 十二条第 一項第 一号の 規定に かかわらず、 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、

おける被用者保険等保険者に係る第百五十一

条第一

項の概算納付金の額は、

当該各号に定める額とする。

概 算 負 担 調 整基 準 超 過 保 険者 (概算総 報酬 割 納 付金 の額を厚生労働省令で定めるところに よ り 算定

L た平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者 の見込数で除 して 得 た額

が 概 算 負担 調 整基 |準額を超える被用者保険等保険者をいう。 次号及び第五項にお į, て 同 ľ 概算

総 報 膕 割 納 付 金の 額 か 5 負 担 調 整 対象 見込 額を控除 して得た額と負 担 調 整 見 込額との 合計 額 どを補 正 後

概算加入者割納付金の額との合計額

概算負担 調 整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金の額と負担調整 見込

額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計 額

2 前 項 各号の 概 算総報 酬 割 納 付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 平 成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正 前概

算 納 付 金 総 額 附則 第 十一 条第七三 頃に規 定する被用 者保 険 等保険 者 に · 係 る補 正 前 概算 納 付 金 総 額 を 1 う

0

第六

項

に

お

い

て同じ。

に四分の三を乗じて得た

額を同

年度に

おけ

る第一号に掲げる額で除して得た

数に、 同年度に おける第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

当該 被 用 者保険: 以 等 保 険 者に係る第二号被保険 者 標準 報 膕 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込 額

全て

の被用

者保険等保険者に係る第二号被保険者標準

報酬

総

額

 $\mathcal{O}$ 

見込額

の合計額

第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 概 算 負担 調 整 基 準 額 は、 平成三十 一年度 に おけ る各被用 者保 | 険等保 険 人者には

係

る第二号

3

被保険者標準 報酬 総 額 0 見込額、 厚生労働省令で定めるところにより算定し た同年度における各被用 者

保険等品 保険者 に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、 政令で定め

る額とする。

4 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 負 担 調整 対象 見 込 額 は、 第二項 E 規定する ^る概算 総報 膕 割 納 付 金の 額 か 5 厚生労 働 省 令

で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者

 $\mathcal{O}$ 見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5 第一 項各号の 負担 調整見込額は、 平成三十一年度における全ての概算 t 負担 調整基準 超過保険者に係る

前 項に 規 定する る 負 担 調整 対 象見込 額  $\mathcal{O}$ 総 額を厚生労働省令で定めるところによ り算定 L た 同 年 度 に お け

る全て 0) 被用的 者保険等保険者に係る補 正後第二号被保険者見込数 (附則第十一 条第 八項 に規定する 補 正

後第二号被保険者見込数をいう。 以下この項及び次項において同じ。)の総数で除して得た額に、 厚生

労働省令で定めるところにより算定した同 . 年度における当該被用者保険等保険者に係る補 正後第二 一号被

保険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第 項各号 0) 補 正 一後概算 加 入者 割 納 付 金 の額は、 平成三十一年度に おける被 用者保険等保 :険者に 係 る

補 正 前 概算納 付 金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定 した同 年度

に おける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、 厚生

労働省令で定めるところによ り算定した同 年度における当該 被用者保 験等保険者に係る補正後第二号被

保険者見込数を乗じて得た額とする。

(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例)

第十四条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金

 $\mathcal{O}$ 額は、 第百 五. 十三条第一号の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ

、当該各号に定める額とする。

確 定 負 担 調 整基 準 超過 保険 者 (確 ・ 定 総報酬割 納 付金 0 額を厚生労働省令で定めるところに より 算定

た平成三十 一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が 確

膕 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 カ 5 負担 調 整 対 象額、 でを控除、 して得た額と負担 調 整額 どの 合計 額と補 正 後確 定 加 入 者割

納付金の額との合計額

定負.

担

. 調整基

準

額を超える被用者保険等保険者をいう。

次号及び第五項にお

いて同じ。)

確定

総

報

確定負担 調 整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確定総報酬割納付金の額と負担調整 一額と

の合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

2 前 項 谷号の 確 定総 報 陋 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 平成三十一年度に おける被 用者保険等保険者に係る 補 正 前 確

定 納 付 金 総 額 附 則 第 十二 条第七 項に 規 定す んる被用さ 者保 険 等保険 者に係る補 正 前 確 定 納 付 金 総 額 を 1 う

0 第六項において同じ。 に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た

数に、 同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

- 全て の被用さ 者保険等保険者に係る第二号被保険 者標準 報 栅 総 額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 合計額
- 当該 被用 者 保険 以等保険: 者に係る第二号被保 険 者 標準 報 膕 総 額
- 3 第一 項 第一 号 0 確 定 負担 調 整 基 準 額 は、 平成三十一年度に おけ る各被用者保 険等保険者に係る第二号

被 保険者標準 報 . 酬 総 額、 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度に おける各被用者保険等保

険 者に係る第二号被保険者 の数及び保険給付に要する費用 等の 動 向を勘案し、 政令で定める額とする。

- 4 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 負 担 調 整 対象 額 は 第二項に規定する 確 定 総 報 膕 割 納 付 金 0) 額 カ 5 厚 生労働 省 令で定
- $\otimes$ るところに ょ 5り算定 した平成三十 年 度に おける当該被 用 者保 険等保証 険 者に 係 る第二 一号被保証 険者  $\mathcal{O}$ 数
- に 前 項に規定する確定負担 調整基 準額を乗じて得た額を控除 して得た額とする。
- 5 第一 項各号の 負担 調整額 は、 平成三十一 年度における全ての 確 定負 担 门調整基準 準超5 過保険者に係る前項

に 規定 す える負 担 調 整 対 象額  $\mathcal{O}$ 総 額を厚生労働 省令で定めるところにより算定 L た同 年 度に お ける全て 0

被 用 者 保 険等 保 険者 に 係 る 補 正 後第二号被 保 険 者 数 附 則 第十二条第 八 項に 規 定す Ź 補 正 後第一 二号被保

険 者数をいう。 以下この項及び次項において同じ。) の総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定める

ところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて

得た額とする。

6 第一 項各号の 補 正 後確 定 加入者割 n納付. 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 平成三十一年度に おける被用者保険等保険者に 保る

補 正 前 確 定納 付 金総額に四 分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより 算定 L た 同 年 度

おける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、 厚生労働

に

省令で定めるところにより算定 した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険

者数を乗じて得た額とする。

健 康保 除強法等  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律 所則第百三十条の二 第 一項の規定によりなおその効力を有するも 0

とされた同法第二十六条の規定による改正前 の介護保険法 の — 部改正)

第二条 健康保険法等の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一 項の規

定に ょ り な おその効力 を有するものとされた同法第二十六条の 規定による改正 一前 の介護保険法  $\mathcal{O}$ 部 を次

 $\mathcal{O}$ ように 改 正する。

第四十九条の二の見出し中「第一号被保険者」を「要介護被保険者」 に改め、 同条中 「要介護被保険者

第四十二条第二項」に改め、 の下に「(次項に規定する要介護被保険者を除く。)」を加え、 同条第三号中 「第四十二条の二第二項各号」を「第四十二条の二第二項第 同条第二号中「第四十二条第三項」を

一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 め る政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定 第一 る規定を適用する場合においては、 号被保険者であ って政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超え これらの規定中 「百分の九十」 とあるのは、 「百分の七十」 とす

め、 第五十条第一項中 同条第二項中 「前条各号」を「前条第一項各号」に、 「次項」 及び 同 項」を 「以下この条」 「同条」 に、 「前条各号」 を「同項」に改め、 を 「前条第一項各号」 同条に次の一 に改 項を

加

える。

る。

3 着型サ 介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合 市 町 村 が、 ビス若しくは 災害その他 施設 (T) サー 厚生労働省令で定める特別 ピ ス又は住宅改修に 必要な費用を負担することが  $\mathcal{O}$ 事情が あることにより、 困難 居宅サー であ ると認 ・ビス、 地域密 め た要

同 「条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。) においては、 同条第二項の規定により読

み替えて適用するこれらの 規定中 「百分の七十」 とあるのは、 「百分の七十を超え百分の百以下の範囲

内において市町村が定めた割合」とする。

第六十 九 条第三 項 中 「次項 及び第五項」を 「以下この条」 に改め、 同 □条第四 項中 「第四 十九条 が 一 二 を

第四十九条の二第一 項」に、 「同条」 を 「同条第一項」に改め、 同条第五項を同条第六項とし、 同条第

四項の次に次の一項を加える。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より給付 額減 額 等の記載を受けた要介護被保険者等が、 当 該 記載を受けた 日 0 属 する

月  $\mathcal{O}$ 翌 月  $\mathcal{O}$ 初 日 カン 5 当 該 給付 額 減 額 期間 が 経過するまで 0 間 に 利 用 ľ た居宅サ ピ ス、 地 域 密 着型 サー

ピ ス、 施設サー ・ビス、 介護予防サー ビス及び地域密着型介護予防サー ビス並びに行った住宅改修に係る

第三項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合 (第四十九条の二第二項

 $\mathcal{O}$ 規定 に ょ ŋ 読 み替えて適用する場合に限る。 に お , , . て は、 同 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定により読み替えて適用

す るこれ 5 Ď 規定中 百百 一分の七・ + とあ る  $\mathcal{O}$ は、 百分の六十」 とする。

第百七条第四項中 「第百十八条第二項」を 「第百十八条第二項第一号」に改める。

第百十七条第二項に次の二号を加える。

三 被保険者  $\mathcal{O}$ 地 域 に おけ る自 <u>\\</u> L た日常生活の支援、 要介護状態等となることの予防又は要介護状態

等  $\mathcal{O}$ 軽 減 若 L くは 悪 化  $\mathcal{O}$ 防 止 及 び 介護 給付 等 に要する費用  $\mathcal{O}$ 適 正 化に関 し、 市 町 村 が 取 ŋ 組 む べ き施

策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

第 百十七 条第一 五. 項中 把把 握 した上で、 これ 5 )の事: ·情 」 を 「把握するとともに、 第百十八条の二第一 項の

規定に、 ょ り公表され た結果そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 介護保証 険 事 · 業  $\mathcal{O}$ 実 施  $\mathcal{O}$ 状 況 に 関 する情報を分析 した上で、 当 該 事 情 及

び 当 該 分 析 が結婚 果 に 改 め、 同 条第 + 項 を同 条第 十三項とし、 同 条第  $\dot{+}$ 項中 「第二項各号」 を 「 第 項

第 号及び第二号」 に改 め、 同 「項を同条第十二項とし、 同条 第九 元項を同· 条第十一 項とし、 同 条第 八項中 \_

第百七 条」 を 「第百七条第一 項」 に改 め、 同項を同条第十項とし、 同 条第七項を同り 条第九 項とし、 同 条 第

六項の次に次の二項を加える。

7 市 町 村 は、 第 二項 第三号に 規定する施 策  $\mathcal{O}$ 実 施 状況 及び 同 項第四号に規 定す る目 標 の達 足成状況 関 す

る調 査 及び分析を行い、 市 町村介護保険事業計 画  $\mathcal{O}$ 実績に関する評価を行うものとする。

市町村は、 前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、 これを都道府県知事に報告するものと

する。

第百十八条第二項を次のように改める。

2 都道. 府県介護 以保険 事 業支援計画に お いては、 次に 掲げる事 項を定めるものとする。

当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、

地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用

定員

(総数、

介護保険

施設

 $\mathcal{O}$ 

種類ごとの

必要入所定

足員総数

(指定介護

**陵療養型** 

医

療施設にあっては、

その

療養 病床等に 係る必要入 所定員総数) その 他 の介 護給付等対象サ ビスの量  $\mathcal{O}$ 見込 7

都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、 要介護状態等と

なることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化 の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に

関する取組 の支援に関 Ļ 都道 府 県が 取 ŋ 組 むべき施策に関する事 項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十八条第三項中 「前項に規定する」を 「前項各号に掲げる」に改め、 同条第四項中 「第二項に規定

する」を「第二項各号に掲げる」に、 項とし、 同条第七項中 「第百八条」 を 「第二項の」を「第二項第一号の」 「第百八条第 一項」 に改め、 同 項 に改め、 くを同り 条第十項とし、 同条第八項を同条第十 同 条第六項

を同 条第 九 7項とし、 同 条 第 五. 項 を同 条第六項とし、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 次 に 次 の二項 を加 え る。

7 都 道 府 県は、 第二 一項第二 号に規定する施 策  $\mathcal{O}$ 実施 状況 及 び 同 項第三号に規定 す うる目 標  $\mathcal{O}$ 達 成 状況 に関

する調 査 及び分析を行い、 都道· 府 県介護保険事業支援計 画  $\mathcal{O}$ 実績 に関する評価を行うものとする。

8 都 道 府県は、 前項 の評価 の結果を公表するよう努めるとともに、 当該結果及び都道府県内 の市 町村の

第百十八条第四項の次に次の一項を加える。

前

条第

七

項

 $\mathcal{O}$ 

評

価

 $\mathcal{O}$ 

結

果を

厚生

一労

働

大臣

に

報告するものとする。

5 都 道 府 県は、 次条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施 の状況に関 する情

報を分析した上で、 当該 分析 の結果を勘案して、 都道府県介護保険事業支援計 画を作成するよう努める

ものとする。

第百十八条の次に次の一条を加える。

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、 市町村介護保険事業計 画及び都道府県介護保険事業支援計 画の作成、

実施及 び評価 並 びに国民 0 健 康  $\bigcirc$ 保持増進及びその 有する能力の 維持 向上に資するため、 次に掲げる事

項に関う す る情 報 に 0 1 て 調 査 及び 分析を行 V) その 結果を公表するも のとする。

介護 設給付等 に要す る費 用 0) 額に . 関 す る 地 域 別、 年 齢 別 又は要介護認定及び 要支援認定別 の状況その

他の厚生労働省令で定める事項

被保険者 0 要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他 の厚生労働省令で定める事

項

2 市 町 村 は、 厚生 一労 働大臣 に 対 Ļ 前項に規定する調 査及び分析に必要な情報を、 厚生労働省令で定め

る方法により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣 は、 必要が あると認めるときは、 都道府県及び市町村に対 第一項に規定する調査及

び分析 12 必要な情報を、 厚生労働 省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第七章中第百二十条の次に次の一条を加える。

(都道府県の支援)

第百二十条の二 都道府県は、 第百十七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものと

する。

2 都道. 府県は、 都道 !府県内の市町村によるその被保険者 の地域における自立した日常生活の支援、

護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用 0

適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第百五十二条及び第百五十三条を次のように改める。

(概算納付金)

第百五十二条 前条第 項の概算納付金の額は、 次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、 当該各号に

定める額とする。

被用者保険等保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険

者をいう。 以下同じ。) 当該年度における全ての市町 村の 医療保 険納付対象額及び介護予防事業医

療保 険 納付 対象額 の見込 額 0 総額を厚生労働省令で定めるところにより算定 し た同年度における全て

の医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めるところ

により算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗

じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、

同年度におけるロに掲げる額を乗じて

得た額

1 全ての被 用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の 見込額 (第二号被保 険者標準報

膕 i総額のL 見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。 口 に お 7 て同じ。

)の合計額

口 当 該被 用 者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬 総 額 0 見 込額

被用 者保 | 険等保 険者以 外  $\mathcal{O}$ 医 療 保 険者 当該. 年 度における全 て  $\mathcal{O}$ 市 町村  $\mathcal{O}$ 医 療保 険 以納付 対象額及び

介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年

度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、 厚生労働省 令

で定めるところにより算定した同年度における当該 医療保険者に係る第二号被保険者の 見込数を乗じ

て得た額

2

前 項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ

各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、 それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額

とする。

全国 健 康保険協会及び健康保険組合 第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は 6 船 員 保

険法に規定す ,る標準! · 報 酬 月額及び 標準賞与額

共済組合

第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法

に規定する標準報酬 の月額及び標準期末手当等の 額

す Ź 標準 報 膕 月額 及び 標準賞与 額

三

日本私立学校振興

共

済事業団

第二号被保険者である加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定

兀 玉 民健康保険組合 (被用者保険等保険者であるものに限る。) 第二号被保険者である組合員ごと

 $\mathcal{O}$ 前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

(確定納 付 金

第百五十三条 第百 五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、 次の各号に掲げる医療保険者の区分に

応じ、 当該各号に定める額とする。

被用者保険等保険者 前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療

保険 納 付対象 額の 総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同 年度における全て 0) 医 療 保 険

者に 係 る第二号被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 総 数 で除 L て得た額 に、 厚生労働 省 令で定めるところに ょ ŋ 算 定 L た 同 年

度に おける全 7 <u>О</u> 被 用 者 保 険 等 保 険 者に 係る第二号被保 険者  $\mathcal{O}$ 総数を乗じて得た額 を同 年 度に おけ る

イ 掲げる額で除 して得た数に、 同年 度におけるロに掲げる額を乗じて得た 額

イ 全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標 海報酬 河 総額 (前条第二項に規定する第二号被

保険 者標 潍 報 酬 総 額を 7 う。 口 に お 1 て 同 ľ, 0) 合 計 額

口 当 該 被 用 者保 険 等保 険 者 12 係る第二号 被保 険 者標準 準 報 総 額

被用者保険等保険者以外の医 療保険者 前 々年 度における全ての 市町村の医療保険納付対象額及び

介護予 防事業医療保険納 付対象額 の総額 を厚生労働省令で定めるところにより算定した同 年 一度に お け

る全 て  $\mathcal{O}$ 医 療 保険 者 に係る第二号被保 険者  $\mathcal{O}$ 総数で除 L て得た額 に、 厚生労働 省令で定めるところに

ょ n 算 定 L た 同 年 度に お ける当時 該 医 療 保 険 者 に係 る第二号被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 数を乗じ て 得 た 額

第二百二条第一 項、 第二百三条第一項及び第二百十四条第三項中 第一 号被保険者」を 「被保険者」 に

附則第九条の前 の見出しを削り、 同条に見出しとして「(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の

被 用 者保 険 等保 険 者に · 係 る概 算 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算定 の特 例) を付 Ļ 同 . 条第 項 を次 のように改 8

平 成二 一十九年 度及び平 ·成三十. 年 度 0 各年 度に お け る被 用 者保 険 等 保 険 め者に係 る第百 五. <del>十</del> 一 条 第 項  $\mathcal{O}$ 

概 算納 付金の額 は、 第百 五十二条第 項 第 号の規定にか か わらず、 次の各号に掲げる被用者保険 ()等保

険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

概 算 負 担 調 整基 準 -超過 保険 者 (概 算 総 報 酬 割 納 付 金 の額 を厚生労働省令で定めるところに より 算定

L た 当 該 各 年 度に お ける当該 被 用 者 保 険等保険者 に係る 第二号被保 険者  $\mathcal{O}$ 見 込 数数 で 除 して得 た 額 が 概

算 負 担 調 整 基 準 額を超える被用者保険等保険者をいう。 次号及び第五項にお いて同じ。) 概 算 総 報

酬 割 納 付 金 0) 額 がか 5 負担 調整対象 象見込額を控除 して得た額と負担調整見込額との合計額と補正 一後概算

加入者割納付金の額との合計額

概 算 負 担 調 整基 準 超 過 保 険 者 以 外  $\mathcal{O}$ 被用 者保 険 等保 険 者 概算 上 総 報 酬 割 納 付金 0 額と負担 調 整 見込

額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

第三 附  $\mathcal{O}$ 条及び i 則第十: 附 同 項」 条第 則第九条第四項中 に 条第三 次条に 改め、 項 中 項」 お 「前 同 7 項 項」 て を を同 高 「国民健康保険法附則第十条第三項」 を を削 · 条第-齢 「第二項及び前項」 者 り、 九項とし、  $\mathcal{O}$ 医 「各年度ごと」を 療  $\mathcal{O}$ 確 保に 同 条第三項中 に改め、 関する 「年度ごと」 シ 法律第・ 同項を同条第七 「第 を 項」 七条第三項」 「高齢 に を 改 め、 者の医療 「第 項とし、 に 同 五項 改 項 め、 第 及び の確保に関する法律第七条 同条第 六 一号中 第六項」 同 項 を 国 項 同 に改  $\mathcal{O}$ 条 民 次に 第 健 め、 八 康 項 次 保 ر ح ا 0) 険 ر ر ک 五. 法

2 付 金総 前 項 各号の 額 に二 分の一 概 算 総 を乗じ 報 酬 割 て 納 得た額 付 金 0) を当 額 は、 該 当 各年 該 度に 各 年 一度に おけ Ź お け 第 る被用が 号に . 掲 者保険等保険 げる額が で除 者 して に 襣 係 た数 る補 に、 正 前 当 概 該 算 各 納 項

を加え

る。

年度に

お

ける第二号に掲げ

る額を乗じて得た額とする。

号イ 全て に 規定す の被 用者保险 る第二号被 · 険等保 保 一険者に係る第二号被保険者標準 険 者 [標準 報 酬 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込 類を V > 報 う。 舾 総 額 次号及び次項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 見込額 (第百五 並 びに 附則第十 十二条第 条第二 項 第

項各号及び第三項において同じ。)の合計額

当該 被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額  $\mathcal{O}$ 見込額

3 第一 項第一号の概算負担 調整基 準額は、 当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保

険 者標 準 報酬 総 額  $\tilde{O}$ 見 込額、 厚生労働省令で定めるところにより算定した当該 各年度における各被用 者

保 険等 保 険 者 に 係る第二号被 保 険 者  $\bar{O}$ 見込数及び保険給付 に要する費用等  $\mathcal{O}$ 動 向 を勘 案 年度ごとに

政令で定める額とする。

4 第 項 第 一 号 の負担 調 整 対象見込額は、 第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令

で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に 係る第二 号被保険 者 の見

込数に 前 頃に 規 定す る概算 負 担 調 整 基準 額 を乗じ て 得た額 を控除 L て得た額とする。

5 第 項 各号  $\mathcal{O}$ 負 担 調 整 見 込 額 は、 当該. 各 年 度に お け る全 7 0 概 算 負 担 調 整 基 準 超 過 保 険 者 に係 る 前 項

に 1規定 す ,る負. 担 調 整 対 念見込 額  $\mathcal{O}$ 総 額を厚生 労働省令で定めるところにより算定した当該各 年 度に お け

る全て 0) 被用的 者保険等保険者に係る補正 後第二号被保険者見込数の総数で除 して得 た額 に、 厚 生 一労 働 省

令で定めるところに ょ り算 定 L た当該な 各 年度にお け る当該被用者保険等保険 者に係る補 正 後第二号被保

険者見込数を乗じて得た額とする。

6 第 項各号の補正 後概算加入者割納付金の額は、 当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正

前 に 労働省令で定めるところに 概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度 おける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、 ょ り算定 した当該 各年 度に おける当 「該被用 者保 険等保険 者 に 係 る補 正 後 第二 厚生

号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

附 則第 |十条に見出しとして「(平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る

確 定納付 金 一の額 の算定の特例) を付 į 同条第一項を次のように改める。

だ L 平 書 成二十九  $\mathcal{O}$ 確 定 納 年 付 度及び平 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 成三十年度の 第百 五. 十三条第 各年度に 号 お Ō け 規定に る被 用 者保険 カン かわらず、 等保 険者 次の各号に掲げ に係る第 百 五 `る被! <del>十</del> 条 第 用 者保 項た 険 等

保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

し た当 確 定 該 負 各 担 年 調 整基 度に 準超過保険者 お け る当該は 被 用 (確定総報酬 者保 険等保険者 割 納 に係る 付金 の額を厚生労働省令で定めるところにより 第二号被保 除者 の数で除して得た額 が 確 算定 定 負

納付 担 調調 金の 整 基 額 進 から負担調整対象額を控除して得た額と負担調 額 を超 え える被 川者保証 険 等保 険者 をい . う。 次号 及び 整額との合計額と補正後確定加 第 五. 項 E お 1 7 同 Ü 確 入者割 定 総 報 納付 膕 割

## 金の額との合計額

確 定 負 担 調 整基 準 一超過 保険者以外の被用者保険等保険者 確定総報酬割納付金 の額と負担 調 整 額と

 $\mathcal{O}$ 合 計 額と補 正 後 確 定 加 入 者 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 との 合 計 額

附 ]則第:  $\dot{+}$ -条第三 項 中 第 項」 を 「第 五. 項 及び 第六 項」 に、 「各年· 度 を 年 度 に改 め、 同 項 を同

条

第八項とし、 同条第二 一項中 「前項」 を 「第二項及び前項」に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第 項 0

次に次の五項を加える。

2 前 項 〈各号の 確 定総 報 酬 割 納 付 金 0) 額 は、 当 該 各 年 度にお け る被用が 者保険等保険 者 に係 ぶる補 正 前 確 定 納

付 金総 額 に二 分の一 を乗じ て得た額を当 該 各年 度に おける 第 号に掲げる額で除 して得 た数 に、 当該 各

年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準 報酬 総 額 (第百五十二条第二 項に規定する第

二号被保険者 標準 報 酬 総 額を いう。 次号及び次項並びに附則第十二条第二項各号及び第三項に お 7 7

同じ。)の合計額

当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬 総額

3 第一 項第一号の 確定負担 調整基 準額、 は、 当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保

険 者標 進 報 酬 総 額、 厚 生労 働省令で定めるところに より算定した当該 各年度に おける各被用 者保 険 等保

険 者 12 係 る第二号被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 数 及 CK 保 険 給付に要する費用 等  $\dot{O}$ 動 向 を勘案 Ļ 年度ごとに政 令で定 8 る

額とする。

4 第一 項第一号の負担調整 対象額は、 第二項に規定する確定総報酬 割 的納付金 0) 額から厚生労働省令で定

め るところによ り算定 した当該各年度に お け る当 該 被用者保険等保険者に係る第二号被保険者 0 数に

前

項 に規定 する 確 定 負 担 調 整 基 準 額 を乗り U て得 た額 を 控除 L て得た 額とする。

5 第 項 个各号  $\mathcal{O}$ 負 担 調 整 額 は、 当 該 各年 度に おけ Ź 全て  $\mathcal{O}$ 確 定 負 担 調 整 基準 超 過 保 険者 12 · 係 る 前 項 に 規

定する負 担 調 整 対 象 額 0 総 額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年 一度に お ける全 7  $\mathcal{O}$ 

被用者 保険等保 険者に係る補 正 後第二号被保険者数 の総数 で除 して得 た額 に、 厚 生労働 省令 で定めると

ころに ょ り算定 し た当該 各 年度に お ける当該 S被用: 者 保険等保険 者 に係る補 正 後第二号被保険者 数を乗じ

て得た額とする。

6 第 項各号の補正 後確 定 加入者割納付金の額は、 当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正

省令で定めるところにより算定 前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度 における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除 した当該各年度における当該 被用者保険等保険者に係る補 して得た額に、 正 後第二号被 厚生労働

保険者数を乗じて得た額とする。

附則に次の二条を加える。

(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例)

第十一条 平成三十一 年度に お け る被用者保険等保険 以者に係! る第百 五. <del>十</del> 条第一 項の概算納付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、

当該各号に定める額とする。

第百五十二条第

一項第

一号の

規定に

かかわらず、

次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、

した平成三十一年度に 概算負担 調整基準超過保険者 おける当該被用 (概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定 者保険等保険者 に係る第二号被保険者  $\mathcal{O}$ 見込数で除 して 得 た額

が 7概 算 負 担 調 整基 潍 額を超える被用者保 険等保険 者をい う。 次号及び第五 項に お *(* ) て同 概 算

総報 酬割納 付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補 正 後

## 概算加入者割納付金の額との合計額

概算負担 調 整基 全準超過! 保険者以 外の被用者保険等保険者 概算総報酬割納付金 の額と負担調整 見込

額 どの 合計 額 を補 正 後概 算 加 入 者割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 ع  $\mathcal{O}$ 合 計 額

2 前 項 谷号の 概 算 総 報 膕 割 納 付 金 0 額 は、 平 -成三十 一年度 に おける被 用者保険等保 険者 に係 る 補 正 前 概

算 納付 金総額 (附則第九条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補 正 前 概算納 付金総 額 をい . う。

第六項 E おい て同じ。) に四分の三を乗じて得た額を同年 度に おける第一 号に 掲げる額で除 して得た数

に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

全て 0 被 用 者保 険等保 険 者 に 係る第二号被保 険 者標準 報 総 額  $\mathcal{O}$ 見込額 0 合計 額

当該 被用者保険等保険者に係る第二号被保険者 標準 報 酬 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込 額

3 第一 項 第 一 号の概算 負担 調整基準 準額は、 平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号

被保 険 者 標準 報 酬 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込 額、 厚生 一労働省 令で定めるところにより 算定 L た同 年度に お け `る各被| 用 者

保 険 等 保 険者 に係る第二号被保険者の 見込数及び保険 給付に要する費用等  $\mathcal{O}$ 動 向 を勘 一案し、 政令で定 8

る額とする。

4 で定めるところにより算定した平 第一 項第一号の負担調整対象見込額は、 成三十一 年 第二項に規定する概算総報 一度に お ける当 該 被 角 者保 K 険等保 酬 割納 険 付金の額から厚生労働省令 者に係る第二号被 保 険者

 $\mathcal{O}$ 

見込

数

に前

項

に規

定

する

概

算

負

担

調

整

基

準

額

を

乗

じて得

た額を

控

除

L

て得

た

額

とする。

5 働 第二号被 前 る全て 項に 省令で定めるところに 第 0) 規 項 保険 被用: 各号 定する負担 者 者 0) 保険等保険者に係 見込数を 負 担 調整 調 整 ζ`\ 対 見 より算定し う。 象見込 込 額 は、 以下この る補一 額 た 同 平  $\mathcal{O}$ 総 正 成三十一年度に 項 年 後第二号被保険者見込数 額を厚生労働省令で定めるところにより算定 度に 反 び 次項 お け E る当 おけ お 該 1 被 て同 る全て 用 者保 ľ  $\mathcal{O}$ **(**) K 険等保 % 概 0 則第· 算 総 負 担 険者 数 九条第 で除 調 に 整 係 八項 基 L て得 る 準 E 補 L 超 規定する した 同 過 正 た 額 後第一 保 に 年 険 んる補 者に 度 二号 に 厚 被保 生 正 お 係 労 後 け る

6 補 労働省令で定めるところにより算定した同 12 お 第 正 け 前 項各号 る全て 概 算 納 0) 付  $\mathcal{O}$ 被 補 金総 用 正 後概算 者 額 保 に 匹 険 等保 分 加 入者  $\mathcal{O}$ 険 次者に係! を乗り 割 納 Ü 付 て得 金 る 一の額 一年度における当該被用者保険等保険者に係る補 補 た額 正 は、 後第二号被保険 を 平 厚生労働 成三十一 省令 者 年度における被用者保険等保険者に 見込 で定めるところによ 数  $\widehat{\mathcal{O}}$ 総数 で除 L ŋ 7 算定 襣 正後第二 た 額 L た に、 同 一号被 係 厚 年 生 度 る

険

者見込数を乗じて得た額とする。

保険者見込数を乗じて得た額とする。

(平成三十一年 度の 被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例)

第十二条 平成三十一 年度に お け る被用 者保険等保険 人者に係る る第百 五. <del>十</del> 条 第 項ただ し書  $\mathcal{O}$ 確 定納付金

、当該各号に定める額とする。

 $\mathcal{O}$ 

額は

第百

五.

十三条第一

号の

規定にかかわらず、

次の各号に掲げる被用者保険等保険者の

区分に応じ

確定負担 調 整基準超過保険者 (確定総報酬割納付金 の額を厚生労働省令で定めるところにより算定

L た平成三十一年度に お ける当該被用 者保険等保 険者に係る第二号被保険者  $\mathcal{O}$ 数で除して得た 額 が確

定負 担 調 整 基 準 額 を超える被用 者保証 険等保険者をいう。 次号及び第五 項にお いて同じ ľ 確定 総 報

膕 割 i納付金 の額から負担 調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加 入者割

納付金の額との合計額

確 定 負 担 調 整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者 確定総 報酬割 納 付金 の額と負担 · 調 整 額と

 $\mathcal{O}$ 合 計 額とは 補 正 後 確 定加 入者 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額との合 計 額

前 項各号の確定総報酬割納付金の額は、 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確

2

定納付金総額 (附則第十条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額をいう。

第六項に おい て同じ。) に四分の三を乗じて得た額 感を同年す 度に おける第一 号に掲げる額で除 して得た数

に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

全て 0 被 用 者保 険等 保 険 者 に 係る第二号被保 険 者標準 報 . 酬 総 額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 合計額

当該 被用者保険等保険者に係る第二号被保険者 標準 . 報 酬 総 額

3 第一 項 第 一 号 *(*) 確定 負担 調整基準 準額は、 平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号

被保証 険 者 標準 報 酬 総 額 厚 生労働 省 令で定めるところによ り算定 した 同 年 度に お け る各 被被 用 者 保 険 等保

険 者 に 係 る第二 一号被保 険者  $\mathcal{O}$ 数 及 び 保 険 給 付 に要す る費用 等  $\mathcal{O}$ 動 向 を勘 案 政 令 で 定 め る 額

4 第 項 第 一 号 の負担 調 整 対象額は、 第二項に規定する確定総 報 酬 割 納 付金 0 額か 5 厚生労働省令で定

8 るところにより算定 した平成三十 年度における当該被用者保 険等保険者に係る第二号被保険者 の数

に 前 項 に ·規定` す る確 定 負 担 調 整 基 準 額 を乗じ て得 た 額 感を控除 L て 得た額とする。

5 第 項 各号  $\mathcal{O}$ 負 担 調 整 額 は、 平 成三十 年 度に お け る全 7  $\mathcal{O}$ 確 定 負 担 調 整 基 準 超 過 保 険 者 に係 る 前 項

に 規定する負担 調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全て  $\mathcal{O}$ 

被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数 (附則第十条第八項に規定する補正後第二号被保険

者数を いう。 以下この項及び次項において同じ。) の総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めると

ころに ょ り算定 した同 年 度に お け る当該被用 者保険 以等保険: 者に係る補 正後第二号被保険者数を乗じ て得

た額とする。

6 第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る

補 正 前 確定納 付 金総額に四 分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定 した同 年度

に おけ る全て の被用者保険等保険者に係 る補 正後第二号被保険者数の 総数で除 して得た額に、 厚 生 一労働

省令で定めるところにより算定 L た同年度における当該被用者保険等保険者に係る補 正後第二号被保険

者数を乗じて得た額とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 健康保険法 等の 部を改正す んる法律 平 成十八年法律第八十三号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

附 則第百三十条の二第 一項及び第二項中 「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」

に改める。

## (介護保険法施行法の一部改正)

第四条 介護 保険法 施行法 (平成九年法律第百二十四号) の一部を次のように改正する。

第十一 条第 項 中 係 るも  $\overline{\mathcal{O}}$ に 限 る の 下 に 第三項に お V 7 「支給決定」という」を、 指 定障 害

者支援施 設 の 下 に 「(第三 一項に おい 7 「 指 定 障 ː害者· 支援: 施 設」 という。)」を、 「行うものに 限る」  $\mathcal{O}$ 

下に 第三項に お į١ て 「障害者支援施設」という」 を加え、 同条に次の一項を加える。

3 当分の間、 第 一項の規定により介護保険 の被保険者としないこととされた者 (支給決定を受けて指定

障害者支援施 設に入所 してい · る者 又は身体 障 上害者! 福 祉法第十八 条第二 項の 規 定 12 ょ り 障 害者支援 施 設に

入所し てい . る者 のうち 厚生労働 省令で定め るも のそ  $\mathcal{O}$ 他 特 別  $\mathcal{O}$ 理 由 が あ る者 で 厚 生労働 省令 で 定 め る ŧ

 $\mathcal{O}$ に限る。) で あっ た介護保険 の被保険者に係る介護保険法第十三条及び附 則 第九条  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0

1 ては、 次の表 の上欄に掲げる同 法の規定中同 表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表 公の下欄 に掲げる

字句とするほ か、 同 法  $\mathcal{O}$ 規 定 の適 用 に 関 L 必 要な技術的読替えは、 政令で定める。

第十三条第

項ただし

続して

二以上の住所地特例対象施設に

継

住 所 地 特 例 対 象 施 設 又 は 特定 適 用 除 外 施 設 介 護

保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十

条第一項の規定により介護保険の被保険者とし

生活を総合的に支援するため の法律 平 成 十 七 年

ないこととされた者

(障害者の日常生活及び社会

法律 第百二十三号) 第十 -九条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る

支給決定 (同法第五条第七項に規定する生活介護

及び同条第 十項に規定する施設入所支援に係るも

のに限る。 以 下 「支給決定」という。) を受けて

施設 同法 第二十 九条第 「指定障害者支援施設」という。)に 項に 規定する指定障 害者支援

( 以 下

入所している者又は身体障害者福祉法 (昭和二十

四年 法律第二百八十三号) 第十八条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

によ り 障 害 者  $\bar{O}$ 日 常生活及び 社会生活 !を総合! 的 12

支援するための法律第五条第十一

項に規定する障

九九頁

等をしている住所地特例対象被保険者のうち、	以上の住所地特例対象施設のそ	
一 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所	一継続して入所等をしている二	二項
とする。	とする。	第十三条第
していた住所地特例対象施設等	していた住所地特例対象施設	
所地特例対象施設に		
特例対象施設等」という。)から継続して他の住		
定める施設をいう。以下同じ。)(以下「住所地		
援施設及び障害者支援施設その他厚生労働省令で		
で定めるものに限る。)の入所する指定障害者支		
るものその他特別の理由がある者で厚生労働省令		
。)に入所している者のうち厚生労働省令で定め		
行うものに限る。以下「障害者支援施設」という		
害者支援施設(同条第七項に規定する生活介護を		

所地特例対象施設から継続して他の住所地特例	二 継続して入所等をしている二	
当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住	るもの 当該他の市町村	
等をしている住所地特例対象被保険者のうち、	に住所を有していたと認められ	
二 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所	外の市町村をいう。)の区域内	
の市町村	現入所施設が所在する市町村以	
に住所を有していたと認められるもの 当該他	に入所等をした際他の市町村(	
在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内	うち最初の住所地特例対象施設	
に入所等をした際他の市町村(現入所施設が所	二以上の住所地特例対象施設の	
特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設	例対象被保険者であって、当該	
と認められる者であって、当該二以上の住所地	変更したと認められる住所地特	
対象施設の所在する場所に順次住所を変更した	設の所在する場所に順次住所を	
入所等をすることによりそれぞれの住所地特例	りそれぞれの住所地特例対象施	
当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに	れぞれに入所等をすることによ	

	例対象被係隊者であって 最後	
(1) 三丁也是月十支女子	十二マトマコマ (R) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
三 二以上の住所地特例対象施設等に継続して入	を行ったと認められる住所地特	
町村	て「特定住所変更」という。)	
所を有していたと認められるもの 当該他の市	住所の変更(以下この号におい	
る市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住	例対象施設の所在する場所への	
続入所等の際他の市町村(現入所施設が所在す	外の場所から当該他の住所地特	
であって、最後に行った特定住所変更に係る継	特例対象施設の所在する場所以	
住所変更」という。)を行ったと認められる者	いう。)により当該一の住所地	
所への住所の変更(以下この項において「特定	の号において「継続入所等」と	
から当該他の住所地特例対象施設の所在する場	設に入所等をすること(以下こ	
住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所	継続して他の住所地特例対象施	
いて「継続入所等」という。)により当該一の	ち一の住所地特例対象施設から	
対象施設に入所等をすること(以下この項にお	以上の住所地特例対象施設のう	

市  $\mathcal{O}$ 所を有していたと認められるも 所 続入所等の際他の市 に行った特定住所変更に係る継 施設が一 町村をいう。) 当該他の市町村 所在する市 0) 町村 区 町 ·村以外 域 内 (現入 に住  $\mathcal{O}$ 第十八 設 用 決定をいい、 指定障害者支援施設である場合にあっては支給 外施設住 と認められる者であって、 除外施設 号に掲げる者を除く。)のうち、 援施設である場合に 所に係る支給決定等 施設に入所することにより当該特定適 除外施設が指定障害者支援施設又は障害者支 適用除外施設住所変更」という。) の所在する場所以外の場 条 の規定による措置 所変更に係る特定適 の所在する場所への住所の変更 当該特定適用除外施設が障害者支 あって (当該特定適 を 最後に行った適用除 は身体障 所から当該特定適 7 用除外施 V. 特定適用除外 用 当該 害者福 除 外施 設へ 用除: を行った 特 (以 下 の 入 祉法 外施 定 設 が 用 適

援施設以外の施設である場合にあっては厚生労

働省令で定める手続をいう。)を行った市町村

(以下「最終適用除外施設住所変更時支給決定

等実施市町村」という。)が現入所施設が所

在

する市町村以外の市町村であるもの(最後に行

行ったと認められる者を除く。) 最終適用除った適用除外施設住所変更後に特定住所変更を

外施設住所変更時支給決定等実施市町村

四 二以上の住所地特例対象施設等に継続して入

所等をしている住所地特例対象被保険者(第一

号及び第二号に掲げる者を除く。)のうち、適

用除外施設住所変更及び特定住所変更(最後に

行った適用除外施設住所変更後に行ったと認め

一 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所	一 継続して入所等をしていた二	第二項
とする。	とする。	附則第九条
		し書
		第一項ただ
住所地特例対象施設等	住所地特例対象施設	附則第九条
変更時支給決定等実施市町村		三項
定める当該他の市町村又は最終適用除外施設住所	定める当該他の市町村	第十三条第
していたと認められるもの 当該他の市町村		
村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有		
等の際他の市町村(現入所施設が所在する市町		
ったと認められる特定住所変更に係る継続入所		
)を行ったと認められる者であって、最後に行		
られるものに限る。以下この号において同じ。		

	-
所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施	もの 当該他の市町村
等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住	住所を有していたと認められる
二 二以上の住所地特例対象施設に継続して入所	の市町村をいう。)の区域内に
市町村	福祉施設が所在する市町村以外
住所を有していたと認められるもの 当該他の	際他の市町村(変更前介護老人
する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に	地特例対象施設に入所等をした
際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在	特例対象施設のうち最初の住所
うち最初の住所地特例対象施設に入所等をした	であって、当該二以上の住所地
であって、当該二以上の住所地特例対象施設の	変更したと認められる被保険者
する場所に順次住所を変更したと認められる者	設の所在する場所に順次住所を
とによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在	りそれぞれの住所地特例対象施
所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするこ	れぞれに入所等をすることによ
等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住	以上の住所地特例対象施設のそ

三 二以上の住所地特例対象施設等に継続して入	- を行ったと認められる被保険者
村	て「特定住所変更」という。)
を有していたと認められるもの 当該他の市町	住所の変更(以下この号におい
市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所	例対象施設の所在する場所への
の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する	外の場所から当該他の住所地特
に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他	特例対象施設の所在する場所以
う。)を行ったと認められる者であって、最後	いう。)により当該一の住所地
更(以下この項において「特定住所変更」とい	の号において「継続入所等」と
所地特例対象施設の所在する場所への住所の変	設に入所等をすること(以下こ
施設の所在する場所以外の場所から当該他の住	継続して他の住所地特例対象施
等」という。)により当該一の住所地特例対象	ち一の住所地特例対象施設から
等をすること(以下この項において「継続入所	以上の住所地特例対象施設のう
設から継続して他の住所地特例対象施設に入所	二 継続して入所等をしていた二

施 町村をいう。)  $\mathcal{O}$ 所変更に係る継続入所等の際他 を有していたと認められるも であって、 当該 市 設が 町 他 村 所在する市 の市 (変更前· 最後に行った特定住 町村 の区域内に住所 介護老 町 村以外 人福  $\mathcal{O}$ Ō 市 祉 匹 等実施 変更及び特定住所変更 掲げる者を除く。 後に特定 老人福祉施設が所在する市 除く。)のうち、 所等をしていた被保険者(前二号に掲げる者を 所等をしてい あるもの 住所変更 たと認められる者であって、 二以上 市 の住 町村 最終適E 住 時支給決定等実施 (最後に行った適 所変更を行 た被保証 .所地特例対象施設等に継続して入 用除外 )のうち、 適用 険者 (施設住) ったと認められ 除外施設住所変更を行 (最後に行った適用除 ( 第 用 市 町村以外の市町 最終適用 適用除: 所変更時支給決定 除外施設住所変更 町 村が 号及び第二号に 外 変 用 更前 施設 除 る者を除 外 村で 住 施 介 外 設 所 護 0

村 て 以外の市 る。 施設住所変更後に行ったと認められるものに限 る特定住 められる者であって、 1 (変更前介護老人福祉施設が所在 たと認め 以下この号におい 町村をいう。) 所変更に係る継続 6 れるもの 最後に て同じ。 の区域内に住所を有 当該 入 が所等 行 他 0 0  $\mathcal{O}$ たと認め を行ったと認 市 する市 際 他 町 村  $\mathcal{O}$ 町村 市 5 れ 町

## (健康保険法の一部改正)

第五条 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) の一部を次のように改正する。

第八十八条第 項中「介護老人保健施設」 の 下 に 「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」 を

加える。

第百五十三条第二項を削る。

第百五十四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、 同条第二項中「拠出すべき」の下に「前期高

齢 が あ 者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに」 0) 下に る場 合に  $\overline{\mathcal{O}}$ 合算 は、 当 該 額 **当** 前 該 期 高 前 齢 期 高 者 交付 齢 者 納 金 付  $\mathcal{O}$ 額 金  $\mathcal{O}$ か 額に 5 当 該 給 付 額 ·費割。 12 給 付 合を乗じて得た額を除き、 費 割 合を乗じて 襣 た 額 を控 前 期 を、 除 L 高 て 齢 「費用の i者交付· 得 た 額 額 を 金

会が 第 ·管掌 百六 す 十条第三 る健康保険に 一項第一 号 中 おい ては、 「第百 その 五 十三条第一項」 額 か `ら第 百五 を 十三条第二項 「第百五十三条」 0 規定による国 に改め、 庫 同条第十六項中 補 助 額を控除 L た額 (協

を削

る。

当

該

合算

額

カゝ

ら

控

除

L

た

額)

を加

え、

同

条第

項」

を

同

条

に

改

 $\dot{b}$ 

る。

納 係 規定による後期高齢者支援金」 金 は るも 付 附 とあ 高 金 則 0 齢 第 者 る を除く。 兀 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 医 は  $\mathcal{O}$ 費 療 兀 「高 用  $\mathcal{O}$ 中 確  $\mathcal{O}$ 齢 及び介護 額 者 保 次  $\mathcal{O}$ に関する法律附 条 لح 医 納 あ 療  $\mathcal{O}$ とあるのは 規定に 付 る  $\mathcal{O}$ 金 確  $\mathcal{O}$ 保に は と ょ 関 費 則 ŋ 読 第七 する法 用 「額に」 4  $\mathcal{O}$ 替えら 条第 高齢者の 額 律  $\mathcal{O}$ لح 合 附 こあるの 算 則第 項に規定する病床転換支援 れ 医療 た第 額 七 条 第  $\mathcal{O}$ を は 百五十三条第二 確保に関する法律の 有額 及 項  $\mathcal{O}$ U E 高 合算額に」 規定する 齢 者 項  $\mathcal{O}$ Ź 中 医 病床 느 金 療 介 規定による後期  $\mathcal{O}$ 日 を削 転 護 確 保 換 雇 納 支援 付付 に り、 特例被保険者 関 金 す 金 「介護 とあ る 及 高 法 び 介 齢 律 納 る 者 護 付 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」に改める。

第二  $\Diamond$ る割 附 項 ]則第 中 合 五. 同 とあ 条中 条 に り 「第百五 規定す を削 り、 十三条第一項」 る政令で定める割合」 「前 条第 項」 を 「第百五十三条」に改め、 を とあ 「前 り、 条」 に、 及び 次条から附則第五条 「 及 び 同 条第二 同 項 条第二項中 中  $\mathcal{O}$ 兀 同 ま 条 で 第 同 <u>О</u> 規定中 項」 項の政令で定 を 第百 同 条

ょ 降 四条第 定により読み替えられた第百五十三条第二項、 項及び」 附 「 以 下 」 附 り 則第 読 則 を み 第五条」 五. 平 替えて 項」 に改め、 を 条の三を附 ·成二十九 「第百五十三条及び第百五十四条第一項、 を に、 適 附 用 同条第二号口中 則第五 さ 年度及び平成三十年度」 則第五条の八とし、 第百 れ る 五十三条第一 附 条 則  $\mathcal{O}$ 規定に 第 五. 「次号において」を「以下」に改め、 条 ょ の二及び り 項、 附則第五条の二の前の 読み替えられ に、 附 前条の 第 則 五. 第 及び 条の三」 兀 に、 条 規定により読み替えて適用される第百 た第 前  $\mathcal{O}$ 条」 匹 に 百  $\mathcal{O}$ 「前 見出、 改 を 五. 規 条の め、 十四四 定に っか しを削り、 より 5 同 条第二項 規定により読み替えら 第五 条第 同条を附則第五条の五 読 4 条 替えて対 号中 並 の三まで」に、 同条中 び に 「次号 適用され 附 「平成二十九年度 則 第 口 に れ 五. 五. た第一 十四四 る前 条 お 同  $\mathcal{O}$ 1 [条第 て \_ 規定 百 条 条 同 五. O

規

を

以

五.

十三条」

に改める。

を

に

十

条の次に次の二条を加える。

第五 条の六 平成三十一 年度においては、 第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四、 第五条

第五 条の二及び第 五. 条の 兀  $\mathcal{O}$ 規 定に か か わ らず、 玉 庫 は 附則第五 条 の規定に より 読 み替えて適 用 さ

れ る第 百五十三条及び第百 五 十四 条第 項、 附則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 匹 0 規 定に より読み替えて適用され る附 則 第

五. 条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用さ

れ る附 則第五条の二及び第五条の四 の規定により算定され る額から、 第一号に掲げる額 (第三号に掲げ

る額が あ る場合には、 第 一 号に掲 げ る額 カ ら第三号に掲げる額を控除 して得た 額) か ら第二号に掲げる

額を控 除 して得 た額 ( 当 該 額が零を下回る場合には、 零とする。)に千分の百六十四を乗じて得た額を

控除して得た額を補助する。

平成二十七 年度から平成三十年度までの間において毎年度継続して協会の一 般保険料率を千分の百

かつ、 国保法等一 部改 正 法第六条  $\mathcal{O}$ 規定に よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 附 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 匹 かか 5 第五 条 の六までの

規定 を適用 L ない としたならば 積 (み立てられることとなる平成三十年度末における協会の準備 金  $\mathcal{O}$ 額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 前条第二号イに掲げる額

口 平成二十七年度から平成二十九年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分

の百とし、 か つ、 国保法等 部改一 正法第六条  $\mathcal{O}$ 規定に、 よる改 正前  $\mathcal{O}$ 附 則第五 条  $\mathcal{O}$ 兀 カン 5 第五 条 の六

ま で の規定 を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度か ら平成二十 九 年

度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額 (平成二十七年度から当該各事業

年度まで の間にお いて納付額を原資として、 協会に対して交付された額がある場合には、 当該 各 事

業年 度の 事業年度末に おける協会の準備金 の 額 か 5, 平成二十七年度から当該各事業年度まで の 間

に お ける当該交付された額 の累計な 額を控除 して 得た額) のうち最 も高 1 額

三 平成二十七年度から平成三十年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された

額の累計額

第五 条 の七 平成三十二年度以降 の 一 の事業年度にお いては、 第百五十三条及び第百五 十四条並 びに 附則

第四 条  $\mathcal{O}$ 四 か ら第五条 の 二 一までの 規定にか かわらず、 国庫 は、 附 則第五条の 規定により読み替えて適 用

される第百五十三条及び第百五十四条第一項、 附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則

得た額 合には、 され 第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用 る附則第五 (当該 第一 号に掲 額 が 条の二の規定により算定される額から、 . 零 を下 げ る額 回 る場合には、 か ら第三号に掲 零とする。) げる額 を控除 に千 第一号に掲げ L て得たに 分の 百 額) 六十四を乗じて得た額を控除 うる額 か ら第二号に掲 (第三号に掲げる げる額 を控除 額 が して あ 得た る場 L 7

険料. 第 五. 平成二十七 条 率を千分の百とし、 の六 ま で 年度から当 *(*) 規 定を定 該 カン 適 ~つ、 用 一の事業年度の前事業年度までの L 国保 ないとしたならば 法等 部改 正 積み立てられることとなる当該 法 第六 条  $\mathcal{O}$ 規 間において毎年度継続 定に よる改 正 前 0) 附  $\mathcal{O}$ 則 して協会の一 事 第 業 五. 年 条 度  $\mathcal{O}$ 0 兀 般保 前 か 事 5

額を補

助する。

一 次に掲げる額のうちいずれか高い額

業年

度末における協会の

準

備

金

 $\mathcal{O}$ 

額

イ 附則第五条の五第二号イに掲げる額

口 般 保険料率を千分の百とし、 平 ·成二十 七 年 度 カン 5 当該 かつ、  $\mathcal{O}$ 事 業 年 国保法等一 度  $\mathcal{O}$ 前 Þ 事 部改正法第六条の規定による改正前の附 業年 度 くまで の 間 にお 1 7 毎年 度継 続 則第五条の て 協  $\mathcal{O}$ 

匹 か ら当該 から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度 の事 業年 ·度  $\mathcal{O}$ 前 々事業年度までの間 この各事が 業年度の事 業年度末における協会の 準 備 金  $\mathcal{O}$ 

額 (平成二十七 年 度か ら当該な 各 事業 年 - 度ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お 1 て納 付 額を原資として、 協会に 対 して交付

され た額 が ある場合に は、 当 該 各事 業年 ・度の事 業年 度 末に おける協会の準 備 金 0) 額 か , 5 平 成二十

七 年 度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額) のうち

最も高い額

三 平成二十七 年 度から当 該 一の事 業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、 協会に

対して交付された額の累計額

附則第五条の次に次の見出し及び三条を加える。

(国庫補助の特例)

第五 条 の 二 高 齢 者の 医 療  $\mathcal{O}$ 確保 に 関する法 律附則第二条に規定する政令で定める日 まで 0 間 玉 庫 は、

第百 五. + 条、 第百 五. 十三 一条及び 第百 五. + 应 条に規定する 費用  $\mathcal{O}$ ほ か、 協 会が 拠出すべ き 同 法 附 則 第七

条第一項に規定する病床転換支援金 (日雇特例被保険者に係るものを除く。) の納付に要する費用の額

に第百 五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補 助する。

第五 条の三 平 成 二十九年度及び平 成三十年度の各年 - 度にお 7 て、 玉 庫 は、 第百 五十一条、 第百五十三条

第 百 五. 十四四 条 及び 前 条に 規定する ^る費! 用  $\mathcal{O}$ ほ か、 協 会が 拠 出 すべ き介 護 納 付 金 日 雇 特 例 被 保 険 者 に 係

る ŧ 0 を除く。 次条 に お į, て 同 Ü  $\mathcal{O}$ 納 付に要す る費用  $\mathcal{O}$ 額に 介護 保 険 法 附 ]則第: + 条 第 項 E 規 定

する概算納付 金 の額に対する同条第六項に規定する補 正後概算加 入者割納付 金 の額  $\mathcal{O}$ 割合を乗じて得た

額 に第 百五十三 一条にこ 規定す る政 令で定め る割合を乗じて得 た額を補 助する。 こ の 場合に おい て、 第 百 六

十条第 + ·六項 中  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 لح あ る 0 は  $\mathcal{O}$ 額 協 会 が ?管掌 する 健 康 保 険に お 7 7 は、 そ 0 額 か 5 附 則 第

五. 条 の 三 0 規 定 に ょ る 玉 庫 補 助  $\mathcal{O}$ 額 を控 除 した額) 」とす

第 五 条  $\mathcal{O}$ 兀 平成三十一 年度にお ١ ر て、 玉 庫 は、 第百五十一 条、 第百五十三条、 第百五 十四条及び附則第

五 条 の二に規定する費用  $\mathcal{O}$ ほ か、 協会が拠出すべ き介護 納 付 金 の納 付に要する費用 0 額 に介護保険 法 附

則第十三条第 項 E 規 定す る概算 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 に 対 す る同 条 第六 項 に · 規 定する 補 正 後 概 算 加 入 者 割 納 付 金

 $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 割 合を 乗じ て 得 た額 に第 百 五. 十三条に 規定す る政 令令 で定め る 割 合を乗じ て得 た 額 を補 助 す る。

 $\mathcal{O}$ 場合において、 第百六十条第十六項中 「の額」とあるのは、 0) 額 (協会が管掌する健康保険に お 1

ては、 その額から附則第五条の四の規定による国庫補助の額を控除した額)」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第六条 児 童 福祉 法 (昭和二十二年法律第百六十四号) の一部を次のように改正する。

目次中 「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に、「第二十一条の五の二十五 第

二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十六―第二十一条の五の二十八」に、「第二十一条の五

の二十八―第二十一条の五の三十一」 を「第二十一条の五の二十九―第二十一条の五の三十二」に改める。

第十九条の二第二項第一号中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」

に改める。

第二十一条の五の四第一項第二号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項

一に改める。

第二十一条の五の七第十三項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に

改める。

第二十一条の五の十五第二項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に

改め、 同 十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同項第十一号中「第二十一条の五 の二十三第一項」を「第二十一条の五 の二十三第一項第十一号」を「第二十一条 条の五 条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、 項第三号中 同条第三項第二号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、 の二十第四 条の五 項」に、 「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」 の二十三第 「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一 項」に改 め、 項又は」 同 項第十号中 の二十四第一項」に、 を「第二十一 の五の二十四第一項第十一号」に改め、 「第二十一条 条の五 「第二十一条の五 の五の二十一第一項」を「第二十一 の二十四第 同項第九号中「第二十一条の五 項又は」 の十九第四項」を に、 に改め、 同項第七号中 「第二十 項」 同項第六号中 に、 --条 条の 「第二十 「第二十 第二 五. が 五 0

八から第二十 第二章 -第二節 <u>,</u> 条 第四款中第二十一条の五の三十一を第二十一条の五の三十二とし、第二十一条の五の二十 の五の三十までを一条ずつ繰 り下げる。

 $\mathcal{O}$ 

十九第四項」を

「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二

項」に改め、第二章第二節第三款中同条を第二十一条の五の二十八とし、第二十一条の五の二十六を第二

十一条の五の二十七とする。

条の五 の二十五第一 項 中 「第二十一条の五の十七第三項」を「第二十一条の五の十八第三項」

に改め、同条を第二十一条の五の二十六とする。

第二十一条の五の二十四第二号中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」

に改め、 第二章第二節第二款中同条を第二十一条の五 の二十五とする。

第二十一条の 五. の二十三第一 項第二号中「第二十一 条の 五 の十七第三項」を「第二十一条の五 の十八第

三項」に改め、 同 項第三号中 「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十 ·九第一 項」 に改 8

同項第四号中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、 同項第六号

及び第七号中 「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、 同条第二

項中 「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、 同条を第二十一条

の五の二十四とする。

第二十一条の五の二十二第一項第一号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第

項」に改め、 同項第三号中 同項第二号中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め 「第二十一条の五の十八第四項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、 同条を第二

+ 条の 五. の二十三とし、第二十一条の五の二十一を第二十一条の五の二十二とする。

条の五 の二十中「第二十一条の五 の十八第四項」 を「第二十一条の五 の十九第四 [項] に改め、

五. の十八を第二十一条の五の十九とし、 第二十一条の五の十七を第二十一条の五の十八とし、 第二十一条

同条を第二十一条の五の二十一とし、第二十一条の五の十九を第二十一条の五の二十とし、第二十一条の

の五の十六の次に次の一条を加える。

(共生型障害児通所支援事業者の特例)

第二十一条の五の十七 児童発達支援その他厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援

事 業所について、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の指定 (当該障害児

通 所支援 事業 所により行 わ れ る障害児通 所支援  $\mathcal{O}$ 種 類に応じて厚生労働省令で定め る種 類  $\mathcal{O}$ 同 法 第 八条

第 項に 規定す る居宅サ ピ スに係るものに限る。 同法第四十二条の二第一 項 本 文  $\mathcal{O}$ 指 定 **(当** ī該 障

害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の 同 法第

厚生労 定 る。 + けてい 福 働省令で定める種類  $\mathcal{O}$ 用する場合を含む。)  $\mathcal{O}$ 八条第十四項に規定する地域密着型サー (当該障害児通 は 第一 同 0 祉サ 適 条 法 「第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る」と、  $\mathcal{O}$ 働 第 用 る者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十一条の五の十五第一項 又は障害者の 項本文の 五の 八条 につ 省令で定め ピ ス 十五第三項 の二第 事 1 ては、 業者 指定 所支援事業所により行われる障害児通所支援の る 0 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項 の同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サー (当該: 第二十 指定 の 申 項に規定する介護予防 種 類 ( 前 **| 障害児|** -請が、  $\mathcal{O}$ (当該 条第 同 条 あつた場合において、 法第五条第 | 障害児  $\mathcal{O}$ 四 通所支援 五. 項 の十五 に 通 お ビスに係るものに限る。)、 事 7 所支援事業所に 業所に ガー て準 項に規定する 第三項第二号中 甪 Ė により行 スに係る する場合を含む。 次の各号のいずれにも該当するときにおける第二 より行り るも 障 われる障害児通所支援の種 |害福| 「第二十一 のに限る。 種類に応じて厚生労働省令で定める種 祉サー わ れ 同法第五十三条第一項本文の指定 以下この る障害児 条の ピ スに 若しく 五. 項に 係るも の 十 通 (前条第四項において準 所支援 九 は お ビスに係るものに限 第 いて同じ。 類に応じて厚生労 同 のに限る。 法第  $\mathcal{O}$ 項 種 同項第三号中  $\mathcal{O}$ 類に応じて  $\mathcal{O}$ 五. 指定障 + 应 とあ を受 の 規 条 害 類 る  $\mathcal{O}$ 

「第二十一条の五の十九第二項」とあるのは「第二十一条の五の十七第一項第二号」とする。ただし、

申請者が、 厚生労働省令で定めるところにより、 別段の申出をしたときは、この限りでない。

当該 申請 に係る障害児通所支援事業所の従業者の 知識 及び技能並びに人員が、 指定通所支援に従事

する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

申請者が、 都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正

な障害児通所支援事業の運営をすることができると認められること。

都道 府県が 前項各号の条例を定めるに当たつては、 第一 号から第三号までに掲げる事項については厚

生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める

基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するもの

とする。

指定通所支援に従事する従業者及びその員数

指定 通所支援の事業に係る居室の床 面 頭積その 他指定通 所支援 の事業の設備に関する事項であつて障

害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保

並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省

令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

第一項の場合において、 同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受

けたときは、 その者に対しては、 第二十一条の五 の十九第三項の規定は適用 せず、 次の 表の上間 欄に掲げ

る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

第二十一条の五の七第十三項 第1	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の十七第一項第
		一号
第二十一条の五の十九第一項 都治	道府県	第二十一条の五の十七第一項第
		一号の指定通所支援に従事する
		従業者に係る都道府県

同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものから		第一項に規定する者であつて、
二号		項第四号
第二十一条の五の十七第一項第	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の二十四第一
従業者に係る		
一号の指定通所支援に従事する		項第三号
第二十一条の五の十七第一項第	第二十一条の五の十九第一項の	第二十一条の五の二十四第一
一号		項第二号
第二十一条の五の十七第一項第	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の二十三第一
従業者に係る		
一号の指定通所支援に従事する		項第一号
第二十一条の五の十七第一項第	第二十一条の五の十九第一項の	第二十一条の五の二十三第一
二号の指定通所支援の事業		
第二十一条の五の十七第一項第	指定通所支援の事業	第二十一条の五の十九第二項

次の各号のいずれかの届出があつたときは、 当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一

条の五の二十第四項の規定による事業の廃 止又は休止の届 出があつたものとみなす。

介護保険法第四 十 一条第一項に規定する指定居宅サ ĺ ビス 0 事業 (当該指 定に係る障害児通所支援

事業所において行うものに限る。) に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休 止の

届出

介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業 (当該指定に係る障害児通所

支援事業所に おいて行うものに限る。 に係る同法第百十五条 の五第二項の規定による事業の 廃 止又

は休止の届出

 $\equiv$ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障

害福 祉サー F. スの事業 (当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。 に係る同

法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

第 項に規定する者であつて、 同項 の申 請に係る第二十 · 一 条 の 五 の 三 一第一項 の指定を受けたも  $\overline{\mathcal{O}}$ は、

介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業(当該指定に係る障害児通

所支援事業所において行うものに限る。)又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介

護予防サービス の事業 (当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。) を廃止

又は休 止 しようとするときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 その廃・ 止 一又は休 止 0) 日  $\mathcal{O}$ 月 前 ま

でに、 その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならな \ <u>`</u> この場合におい て、 当該届

出 があつたときは、 当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十第四項の規定

による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

第二十 应 · 条 の 十四四 の 二 中 「第二十一 条の五 の二十の」を 「第二十一条の五の二十一の」に、 「第二十一

条の五の二十第一 項」を 「第二十一条の五の二十一第一項」 に改 めめ る。

第三十三条の二十第七項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第三十三条の二十二第五項中 「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

第六十二条第四号中 「第二十一条の五の二十一第一項」を 「第二十一条の五の二十二第一項」に、 「第

の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改める。

(医療法の一部改正)

第七条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中 「介護老人保健施設」の下に「、 介護医療院」 を加える。

第一条の六に次の一項を加える。

2 この 法律において、 「介護医療院」 とは、 介護保険法の規定による介護医療院をいう。

第七条の二中第五項を削り、 第六項を第五項とし、 第七項を第六項とし、 第八項を第七項とする。

第十六条ただし書を次のように改める。

ただし、 当該 病院 の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院 (T) 入院患者の病状

が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生

労働省令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の十二第一項中 「から第六項」を 「から第五項」に、 「同条第五項中 「第一項から第三項まで

とあり、 及び同り 条第六項」 を 同 条第五項」 に改め、 同 項中」 を削る。

第三十九条第 項、 第四十二条、 第四十二条の二第一 項及び第三項、 第四十四条第二項第三号、 第四十

六条の四第一項第二号、第四十六条の五第六項並びに第六十四条の二第一項第三号及び第四号中「又は介

護老人保健施設」を「、 介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十五条中 「すべて」を「全て」に、 「及び介護老人保健施設」を 介護老人保健施設及び介護医

療院」に、 正当 (T) 理 曲が ない のに を「正当な理 由がなく」に、 「又は介護老人保健施設」 を 介護

老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十六条の三及び第七十条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、 介護老人保健施設又は介護医療

院」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第八条 社会福祉 法 (昭和二十六年法律第四十五号) の 一 部を次のように改正する。

「第一節 地域福祉計画(第百七条・第百八条)

「第一節

包括的な支援体制の整備

第二節

地域福祉計画

(第百七条

目次中 第二節 社会福: 祉協議会 (第百 九条 第百十一条) を

第三節 共同募金(第百十二条—第百二十四条) 」

第三節 社会福祉協議会 (第百九条

第四節 共同募金(第百十二条—第

第百六条の二・第百六条の三)

第百八条)

第百十一条)

に改める。

百二十四条)

第二条第三項第十号中 「介護老人保健施設」 の下に「又は介護医療院」 を加える。

第四条中「行う者」の下に「(以下「地域住民等」という。)」を加え、 「与えられる」を「確保され

る」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地 域住民等は、 地域福: 祉 の推進に当たつては、 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱

える福 祉、 介護、 介護予防 (要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若し くは

要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、 保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、 福

祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が

日常生活を営み、 あらゆる分野の活動 に参加する機会が 確保される上での各般の課題 ( 以 下 「地域生活

課題」 という。) を把握 地域生活課題 の解決に資する支援を行う関係機関 (以 下 「支援関係機関

という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第五条中「尊重し」の下に「、 地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り」を加

える。

第六条に次の一項を加える。

2 玉 及び 地方 公 共団 体 は、 地域 住民等が地域生活課題を把握し、 支援関係機関との連携等によ りその解

決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなけれ

ばならない。

第十章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とする。

第百七条及び第百八条を次のように改める。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、 地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以 下

市町村 地域 福 祉 計画」 という。 を策定するよう努めるものとする。

地 域 にお ける高い 齢者の福祉、 障害者の福祉、 児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべ

き事項

- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域 における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事 項
- 兀 地 域 福 祉 に 関す うる活動  $\sim$  $\mathcal{O}$ 住 民  $\mathcal{O}$ 参加  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す Ź 事 項

五.

前

条第一

項

各号に掲げ

る事業を実施する場合に

は、

同

項各号に掲げる事業に関する事

項

- 2 市 町 対は、 市 町村地域福祉計画を策定し、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 地域住民等の
- 意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市 町 対は、 定 期的に、 その策定した市 町 村 地 域 福 祉計画について、 調査、 分析及び評価を行うよう努
- め るとともに、 必要が、 あると認めるときは、 当該市 町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第百八条 都道府県は、 市町村地域福祉計画の達成に資するために、 各市町村を通ずる広域的な見地から
- 市 町 村  $\mathcal{O}$ 地域 福祉 の支援に 関 する事項として次に 掲げる事 項を 体的 に定める計 画 ( 以 下 都道 府県
- 地 域福 祉 支援 計 画 という。) を策定するよう努め るも 0
- 地域における高齢者の福祉、 障害者の福祉、 児童の福祉その他の福祉に関し、 共通して取り組むべ

## き事項

- 市 町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事 項
- 三 社会福祉 を目的とする事業に従事する者の 確保又は資質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 向上に関 民する事 項
- 兀 福 祉サー ピ ス 0) 適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な 発達 のための基盤整備に

## 関する事項

五. 市 町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都 道 短府県は、 都道府県地 域福祉支援計 画を策定し、 又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 公聴

会の開 催等住民 こその他 の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるも

のとする。

3 都道府県は、 定期的に、 その策定した都道府県地域福祉支援計画について、 調査、 分析及び評価を行

うよう努めるとともに、 必要があると認めるときは、 当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものと

する。

第十章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

## 第一節 包括的な支援体制の整備

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福 祉を目的とする事業を経営する者のうち、 次に掲げる事業を行うもの 市 町 村の委

託を受けてこれらの事業を行う者を含む。) は、 当該事業を行うに当たり自ら がそのに 解決に資する支援

を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、 当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況

その置かれている環境その他の事情を勘案し、 支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努め

るとともに、 必 要が あると認めるときは、 支援関係機関に対 し、 当該 地域生活課題 の解決に資する支援

を求めるよう努めなければならない。

児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠

点において同条に規定する支援を行う事業

母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センタ

-を経営する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

匹 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事

業

五. 子ども 子育て支援法 平 成二十四年法律第六十五号) 第五 十九 条第 号に掲げ る事

**業** 

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市 町 村 は、 次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、 地域住民等及び支援関係機

関 による、 地域 福 祉 の推進 0 ため 0 相 互 0 協 力が 円 1滑に行 わ れ、 地域生活課題  $\mathcal{O}$ 解決に資する支援が 包

括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

地 域 福 祉 に 関 ずす る 活 動  $\mathcal{O}$ 地 域 住 民  $\mathcal{O}$ 参 加 を 促 す活 動 を行う者に 対する支援、 地 域 住民等が 相 互に

交流 を図ることができる拠点 0 整 備 地 域 住民等に対する研修 の実施その他の 地 域住 民等が 地 域 福 祉

を推進するために必要な環境の整備に関する事業

地 域 住民 等が 自 5 他 0 地 域 住 民 がが 抱 える地域生 活課題 に 関 する相 談に応じ、 必要な情報  $\mathcal{O}$ 提 供 及び

助 言 を行 V. 必要に応じて、 支援関 係機関に対 し、 協力を求めることができる体制 の整 備 に 関 す る事

業

 $\equiv$ 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援

関係 機関が、 地域生活課題を解決するために、 相互の有機的な連携の下、 その解決に資する支援を一

体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生 労働大臣 は、 前項各号に掲げる事業に関して、 その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を

公表するものとする。

(老人福祉法の一部改正)

第九条 老人福祉 法 (昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条  $\mathcal{O}$ 四第 項第五号中 「第五条の二に」を 「第五条の二第一項に」 に 改  $\delta$ る。

第十五条第六項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第二十条の八第八項中 「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第二十条の九第二項及び第四 頃中 「第百十八条第二項」 を 「第百十八条第二項第一号」 に改め、 同条第

六項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める

第二十九条第一項中「含む」の下に \_ 0 第十一項を除き、以下この条において同じ」を加え、 同項第六

号 中 条第十二項中 「供与される」を「供与をされる」に改め、 「前項」を 「前二項」に改め、 同項を同条第十五項とし、 同条第五項中「供与する」を「供与をする」に改め、 同条第十一 項中 「第八項」 を 「 第 同

九 14 項」に、 都道 府 県知事 「採る」を は、 有料老人ホ 「とる」に改 め、 ム 0) 設置者がこの 同 項 を同 条第 法律その他老 十三項とし、 人の 同 項  $\mathcal{O}$ 福祉に関する法 次に次  $\mathcal{O}$ 項 を加 律 で政令で定 える。 め る

特 もの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護 に必要があると認めるときは、 当該設置者に対して、 その事業 の制 限又は停止を命ずることができる。  $\mathcal{O}$ ため

を含む。)」 第二十九 条第· を加 十項を同条第十二項とし、 え、 同項を同条第十一 項とし、 同条第 九項中 同条第八項 供 の次に 与 0) 次の二 下 に 項を加 (将来にお える。 ( ) て供与をすること

9 有料老人ホー ムの 設置者は、 当該有料老人ホームに係る有料老人ホ ーム情報 (有料老人ホ ] ムにお V

て供与をする介護等の内容及び有料老人ホ j ムの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホ ムに入

居しようとする者が 有 料老 人ホ ] 4  $\mathcal{O}$ 選択 がを適切 に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める

も の を を、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該有以 料老人ホー ムの 所在 地 0 都 道 府 県 知 事

に対して報告しなければならない。

都道府県知事は、 厚生労働省令で定めるところにより、 前項の規定により報告された事項を公表しな

ければならない。

第二十九条に次の二項を加える。

16 都道 府 保知事 は、 介護保険法第四十二条の二第一 項本文の指定 地 域密着型特定施設入居者生活介護

 $\mathcal{O}$ 指定に係るものに限る。)を受けた有料老人ホ ームの設置者に対して第十四項の規定による命令をし

たときは、 遅滞なく、 その旨を、 当該指定をした市 町村長に通知しなければならない。

17 都道 府県知事 は、 有料老人ホ 4 0 設置者が 第十 匹 項 の規定による命令を受けたとき、 その他 入居者

 $\mathcal{O}$ 心 身  $\mathcal{O}$ 健 康 の保持で 及び生活 の安定を図るため 必要があると認めるときは、 当該, 入居者に対し、 介護等

 $\mathcal{O}$ 供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第三十 四条の二第一項中 「第二十九条第九項及び第十一項」を「第二十九条第十一項、 第十三項及び第

十四項」に改める。

人 条中 「規定」 の 下 に 「又は第二十九条第 + 匹 項の規定による命令」 を加える。

第三十九条中 「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改める。

第四十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、 同号の次に次の一号を加える。

第二十九条第十一 項の 規定による報告をせず、 若しくは虚偽 の報告をし、 又は同項の規定による質

問に 対 して答弁をせず、 若しくは虚偽 の答弁をし、 若しくは同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若

しくは忌避したとき。

第四十一条中「関し、」の下に「第三十八条(第二十九条第十四項に係る部分に限る。)又は」を加え

る。

附 則第七条第 項 中 「第百十八条第二項」を 「第百十八条第二項第一 号 に改める。

(介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附 則第六条第 項 中 「及び第十七条第二項」 を 「並びに第十七条第二項及び第三項」に改める。

附則第十七条に次の一項を加える。

3 老 人福 祉法第二十 ·九条第七 項  $\mathcal{O}$ 規定は、 同条第 一項に規定する有料老人ホー 7 (施 2行日の2 前 日 「まで に

旧 老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるもの

に限る。 に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年

法律第 号) の施行の 日から起算して三年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適

用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第十 条 高齢者 の医療 の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

院その他の」に改める。

附

則第二条中

「第八条第二十五項」

を

「第八条第二十九項」に、

「介護保険施設その他」

を

「介護医療

附 則第 七 条第 項 中 都 道 府県。 0 下に 「附則第九条の二第四項を除き、 を加える。

附則第九条の次に次の一条を加える。

(支払基金の納付等)

第九条の二 支払 基金、 は、 政令で定める年度 (以下この条におい · ~ 「対象年度」 という。) の翌年 -度の末

日 ま で  $\mathcal{O}$ 間に お *\*\ て、 厚生 一労働 大 臣 が、 支払基金が平成二十年度 カン ら対象年 - 度まで 0 間 (以下この 条 に

お いて 「対象期間」という。) において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支

+ 援金等の額 ·一条: 第 一項に (以下この条において 規定す る業務に要した費用 「病床転換支援金等徴収額」という。 0 額を控除して得た額 (第三 項 E から対象期間にお お 1 7 国 庫 納 付 いて附則第 等算定 対

象 額」 とい . う。  $\mathcal{O}$ 範 囲 内 に お 7 て、 対 象 期 間 に お け Ź 健 康 保 険 法  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る病 床 転 換支 援 金  $\mathcal{O}$ 納 付

に 要す る費用 に つ **,** \ 7 0 補 助 金 並 び に 玉 民 健 康 保 険 法 .. (T) 規 定によ る病 床 転 換支援 金 0) 納 付 に 要する 費 用

に つい 7 0 国庫 · 負担金、 調整交付金及び補 莇 金 一の額  $\mathcal{O}$ 病床転換支援金等徴収額に対する割合並 び に病床

転 換支援金等徴 収 額 に係る利子を勘案して支払基 金 が 国 庫 に納付すべき額を定めたときは、 政令で定め

るところに

よ

り、

当

該

額

を

玉

庫

12

納

付

L

な

け

れ

ば

な

5

な

V

2 厚 生 労 働 大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 支 払 基 金 が 玉 庫 12 納 付 すべき額を定めようとするときは、 あらか

じめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 支 払 基 金は、 対象年度の 翌年 度 の末 日までの間において、 厚生労働大臣が、 国庫納付等算定対 象 額  $\mathcal{O}$ 

範 0 囲 1 内 7 に  $\mathcal{O}$ 都道 お 7 て、 府 県 調 対 整 象 交付 期 間 金 に  $\mathcal{O}$ お 額 け  $\mathcal{O}$ る 病 玉 床 民 健 転 康 換支援 保 険 法 金 等  $\mathcal{O}$ 規定 徴 収 に 額 E ょ る 対 する 病 床 割 転 合 換支援 及 び 病 金 床  $\mathcal{O}$ 転 納 付 換 支援 に 要する費 金等 徴 用 収 額 に

に .係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、 政令で定めるところによ り

当該額を都道府県に交付しなければならない。

4 支払 基金は、 対象年 度の 翌年 度の末 日までの間において、 厚生労働大臣が、 病床転換支援金等徴収額

か ら対 象 期間 に お į١ て )附則 第十一条第 項に 規定する業務及び当該 業務に関する事 務  $\mathcal{O}$ 処 理 に · 要 し た費

用  $\mathcal{O}$ 額 並 立びに第 項の 規定により支払基 金 が 国 庫 に い納付する る額及び 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 により支払基 金 が 都 道 府

県に交付する額を控除 して得た額の範囲内において、 対象 期間における各保険者 (国民健 康 保険 に あ

つ

ては、 市 町村。 以下この項において同じ。) の負担  $\mathcal{O}$ 額 の病床転換支援金等徴収額に対する割合として

厚生労 働 省令 で定めるところに より算定した割合及び )病床 転換支援金等徴収 額 に係 る利子を勘案して支

払 基 金 が 各保 険 者に 対し交付すべき額を定めたときは、 政令で定めるところにより、 当該額を各保険者

に交付しなければならない。

附 則第十条中 「から第百六十一条まで」を 第百六十条、 第百六十一条」 に改める。

障 害 者  $\mathcal{O}$ 日常 生 活及び社会生活を総合的 に支援するため 0) 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改正

第十二条 障 害者  $\mathcal{O}$ 日 常 生 活 及び社会 会生活を総合的に支援するため  $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 法律 (平成十七年法律第百二十三号)

の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(共生型障害福祉サービス事業者の特例)

第四 + 条 *の* 二 居宅 介護、 生活 介 護 殴その 他 厚 生労働 省令で定め る障 害 福 祉 サー ピ スに係 るサ ピ ス 事 業

所 に 7 て、 児 童 福 祉 法第二十 <del>---</del> 条 Ď 五. の 三 第 項  $\mathcal{O}$ 指 定 **当** 該 サ ] ピ ス 事 業 所 に ょ り 行 わ れ る障 害 福

祉

サー

ピ

スの

種

類に応じて厚生労働省令で定める種

類の同法第六条の二の二第一

項に規定する障

!害児!

通

所支援 に (係る) t のに 限 る。 ) 又は介護保険法第四 十 <u>.</u> 条第 一項本 文の 指定 (当該 サー ピ ス 事 業 所に ょ り

行 わ れ る 障 害 福 祉 . サ 1 ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 気に応じ じ て厚生労働 省令 で 定 め る 種 類  $\mathcal{O}$ 同 法 第 八 条 第 項 E 規 定 す る居

宅 サ ビ ス に 係 るも  $\mathcal{O}$ に 限 る。 同 法第 应 十二条 の 二 第 項 本 文 0 指 定 (当該 サー ピ ス 事 業 所 に ょ V)

行 わ れ る障害 福 祉 サ ĺ ピ ス 0 種類に応じて厚生労働省令で定め る種 類  $\mathcal{O}$ 同 法第八条第  $\dot{+}$ 匝 項 12 規 定 する

地 域 密 着 型サ ビス に係るも のに 限る。 同法第五十三条第 項本文の指定 (当: 該 サ ĺ ピ ス 事 業 所 12

ょ Ŋ 行 わ れ る 障 害 福 祉 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 に 応じて厚生 労働 省 令で 定 8 る 種 類  $\mathcal{O}$ 同 法 第 八 条 の <u>-</u> 第 項 に 規

定す る 介 護 予 防 サ ピ ス に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 若 L < は 同 法 第 五 + 匝 条  $\mathcal{O}$ 第 項 本 文  $\mathcal{O}$ 指 定 **当** 該 サ

ピ ス 事 業所により行われる障害福祉サー Ė スの 種 類に応じて厚生労働省令で定める種 類  $\mathcal{O}$ 同 法 第 八条

業者に係る」 合に る。 第四十三条第一項の」とあるのは する場合を含む。 の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。)を受けている者から当該サ F. ただし、 ス 事 お *(* \ て、 業所に係る第三十六条第一 ٢, 次 申請者  $\mathcal{O}$ 各号の 同項第三号中 以下この が、 厚生労働省令で定めるところにより、 1 項に ずれ おい に 「第四十三条第二項」 も該当するときに 「第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サー 項 て同じ。 (前条第四項におい の規 定の適用につ おける第三十六条第三項 とあるの て準用する場合を含む。) 別段の・ は *\* \ 「第四十一条の二第一 ては、 申出をしたときは、 第三十六条第三項 (前条第 0) ピ 加 スに従っ 申 項第二号」とす 項 E この 請 第 お が 事す 限 あ 二号 1 似りでな 0 7 る従 た 場 中 準 用

事する従業者に係る都道 当該 申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、 府県の条例で定める基準を満たしてい ること。 指定障害福祉サー ビスに従

\ <u>`</u>

て 申 適 請 者が 正 な 障 害福 都道 祉 府 県の サ 条例 ピ ス 事 で定める指定障 業 0 運営をすることができると認 害 福 祉 サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 8 業 5  $\mathcal{O}$ 設 れ 備 ること。 及び運営に関する基 塗準に従

都 道 府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、 第一 号から第三号までに掲げる事項については厚

2

生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、 第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める

基 一準を標準とし て定めるものとし、 その 他  $\mathcal{O}$ 事 項に つい ては厚生労働 省令で定める基準を参酌するも  $\mathcal{O}$ 

とする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室の床面積

三

指

定

障

害

福

祉サ

]

ピ

ス

0

事

業

0

運

営に

関

ける事

項であ

って、

障害者又は障害児の保護者

O

サー

ビス

 $\mathcal{O}$ 適 切 な利 用  $\mathcal{O}$ 確 保、 障 害者 等  $\mathcal{O}$ 適 切 な 処 遇 及 び 安全  $\mathcal{O}$ 確 保並 び に · 秘密  $\mathcal{O}$ 保持等 に 密 接 に関 連す Ź

のとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3 第一 項 の場合にお いて、 同 項に 規定する者が 同 項 の申請に係る第二十九条第 項の指定を受けたとき

は、 そ 0) 者 12 対 して は、 第四十三条第三項 (T) 規 定 は 適 用 せず、 次の 表  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい

ては、 れ 5  $\mathcal{O}$ 規 定中 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 撂 げ る字 白 は、 そ れぞ れ 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 12 撂 げる字句とする。

第二十九条第六 | 第2

第四十三条第二項

第四十一条の二第一項第二号

項		
第四十三条第一	都道府県	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サー
項		ビスに従事する従業者に係る都道府県
第四十三条第二	指定障害福祉サービスの事業	第四十一条の二第一項第二号の指定障害福祉サー
項		ビスの事業
第四十九条第一	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サー
項第一号		ビスに従事する従業者に係る
第四十九条第一	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項第二号
項第二号		
第五十条第一項	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サー
第三号		ビスに従事する従業者に係る
第五十条第一項	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項第二号
第四号		

4 第一 項に規定する者であって、 同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたものから、 次の各

号 0 7 ず れか  $\mathcal{O}$ 届出が、 あったときは、 当該指定に係る指定 障 |害福| 祉サー ・ビス 0) 事業に つい て、 第四十六

条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 又は 休 止  $\mathcal{O}$ 届 出 が あ つ た ŧ Oとみなす。

児 童 福 祉 法 第二十 <del>\_\_</del> 条  $\mathcal{O}$ 五. の三 第 項に 規定す る指 定 通 所支援 0 事 業 (当該指定に係るサ ĺ ピ ス 事

業所 に おい て行うも のに限る。)に係る同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業 0 廃 止

又

は休止の届出

介護 保険 法 第四 + 一条第 項に 規定する指定居宅サー ピ ス 0 事 業 (当該指 定に係るサ ĺ ピ ス 事 業 所

に お 1 て行う もの に 限 る。 に係る同 法第七十五 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる事 業  $\mathcal{O}$ 廃 止 又は 休 止  $\mathcal{O}$ 届 出

 $\equiv$ 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サー ・ビスの 事 業 (当該指定に係る サ ピ ス 事

業所 において行うものに限る。) に係る同法第百十五条 の 五 **並第二項** の規定による事業の廃 止 一又は休・ 止

の届出

5 第 項に 規定する者であ って、 同 項 の 申 請に係る第二十 九 条第 項  $\mathcal{O}$ 指定を受け た ŧ  $\mathcal{O}$ は、 介護 保 険

法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービ スの事業 (当該指定に係るサー ビス事 業所に

お いて行うものに限る。) 又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス

 $\mathcal{O}$ 事業 (当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。 )を廃止し、 又は休止しようとする

ときは 厚生労働省令で定めるところにより、 その廃 止又 は 休 止  $\mathcal{O}$ 日 . の 一 月 前 までに、 その旨を当 ī該指

定を行 !った都 道 府県、 知事 に · 届 け 出なければならな この 場合に お いて、 当 該 届 出が あったときは、 当

該指定に係る指定障害福祉サー ピ ス の事業について、 第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休

止の届出があったものとみなす。

第八十八条第 七 項中 「第百 1七条」 を 「第百七条第 項」 に 改める。

第 八十 九 条第 五. 項中 「第百八条」 を 「第百八条第 項」に改める。

附則

(施行期日)

第一 条 この 法律 は、 平成三十年四月一 日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、 第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、 第

三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

第一 条中介護 保険法 第百五十二条及び第百五 十三条の改 正 規定、 同法第二百二条第一項、 第二百三条

第 項 及 CK 第二 一百十四· 条第三 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定、 同 法 附 則 第 + \_\_<del>.</del> 条及び 第十二条 Ò 改 正 規 定 並 び に 同 法 附 則

第 十三 一条を同 法 附則第 十五条とし、 同 法 附 ]則第: + 一条の次 に二条 を加 パえる改一 正 規定、 第二条 中 健 康 保 険

法 等  $\bigcirc$ 部を改一 正する法律附則第百三十条の二第 項の規定によりなおその効力を有するも 0 とされ た

同 法第 二十六条  $\bigcirc$ 規定 による改正 前 の介護 保険 法 ( 以 下 「平成十八年 旧 介護保険法」という。 第 百 五.

十二条 及 Ű 第 百 五 十三条の 改正 規 定、 平 成 + 八 年 旧 介護 保 険 法第二百二条第一 項、 第二 百三条第 項 及

び 第二 百 十四四 条第三 項 0) 改 正 規 定、 平 成 + 八 年 旧 介 護保 険 法 附 則 第九 条及び 第 + 条  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 並 び に 平

成 十八八 年旧介護保険法附則に二条を加える改正規定並びに 第五 条 の規定 ( 健 康 保険法第八 十八条第 項

 $\mathcal{O}$ 改 正 規定を除 べ。 ) 並 び に附 則第三条 か ら第六条まで、 第十八条から第二十一条まで、 第二十四

第二十 五 条及 び 第四 十 匹 条  $\mathcal{O}$ 規定 平 成二十 九 年 七 月 日

三 第 条 中 介 護 保険 法第四 + 九 条 の 二、 第五 + 条、 第 五 + 九 条 の 二、 第六十条及び第六十九 条  $\bigcirc$ 改 Ē 規

定並 びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、 第五十条及び第六十九条の改正規定並 びに

(検討)

第二条 政 府 は、 この法律の公布後三年を目途として、 第八条 の規定による改正 後 の社会福祉法第百 一六条の

一第 一項に 規定す る体 制 を全国 的 に 整備するための方策に つ 7 て検討を加え、 必 要があると認めるときは

、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2

政

府は、

前項に定め

る事

項

のほ

か、

この

法律の

施

行後五年を目途として、

この法律の規定による改正後

0 規 定 0 施 行の 状 況に つい て検討を加え、 必要が あると認めるときは、 その結果に基づい て所要 0 措置を

講ずるものとする。

、被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金に関する経過措置

第三条 平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者 (高齢者 の医 療  $\mathcal{O}$ 確 保に関する法律第七

条第三項 に規定す ,る被用な 者保 除等保 険者をいう。 以下同じ。 及び健康保険法第百二十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定

によ る保 険者とし ての 全国 健 康保険 協会 (以 下 日 雇 特例 被保険 者  $\mathcal{O}$ 保 険  $\mathcal{O}$ 保険者として  $\mathcal{O}$ 協 会 とい j

に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、 なお従前 の例による。

第四条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金 の額は、 第

護保 条 の規定 険 法 ( 以 下 (附 則第一条第二号に掲げる改正 第二号新介 護保険 法 という。 規定に限る。 第百五十二条第 以下この項において同じ。) 一項第 一号及び附 則第十一 による改正 条 第 後 項 の介  $\mathcal{O}$ 

規 定 に カン かわらず、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定により算定される額 0 十二分の 八に 相当する額と同 年度に お 7 7 第 条  $\mathcal{O}$ 

規定による改正前の介護保険法 ( 以 下 「第二号旧 介護保険法」という。) 附則第十一条第一 項 0 規定に ょ

り算定されることとなる額の十二分の四に 相当する額との合計額とする。

2 平 成二十九年度における 日 雇 特例 被保証 険 者 0 保険 0 保険者としての協会に係る介護保険 法 の 規 定に よる

概 り 算 算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 第二号新 介護保険 法第 百 五十二条第一 項第二号の 規定に 介護保険法 か カン i附則第· わ らず、 + 同 条第 | 号  $\mathcal{O}$ 規 定 項 によ  $\mathcal{O}$ 規

定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計 額とする。

第五 条 平成二十九年度におけ る被用が 者保険等保険者 に係る介護保 <u>険</u> 法  $\mathcal{O}$ 規定による確 定納 付付 金 の額 は、 第

定される額の十二分の八に相当する額と同 一号新 介 護保険法 第百 五 十三 一条第 一号及び 附 年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の 則第十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 に 規定に ょ り算

ょ り算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平 成二十 九年度におけ る日 雇 特 例 被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 保 険  $\mathcal{O}$ 保険者 とし て の協 会に係る介護保険 法  $\mathcal{O}$ 規 定による

確 定 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 は 第二号新 介 護 保 険 法 第 百 五. 十三条 第二号  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 同 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 算 定

され る額 0 十二分の 八に ·相当· すす Ź 額と同年 度に お *\*\ 7 第二号 旧 介護 保険 法 附 則第十二条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に

ょ

り 算定されることとなる額の十二分の 四に 相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険 診 療報 膕 支払 基 金法 (昭 和二十三年 法 (律第) 百二十九号) に よる社会保 険 診 療 報 膕 支払 基

金

附 則第二  $\overline{+}$ 条 第 項 E お 1 て 「支払基 金 という。 は、 附 則 第 条第二号に · 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 後 遅

滯 なく、 平 成二十 九年 度に お ける各被用 者保 <u>険</u> (等保) 険 者及び 日 雇 特 例 被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 保 険  $\mathcal{O}$ 保 険者 とし 7  $\mathcal{O}$ 協

会に 係る介護保険 法 0 規 定に よる介護給付 費 地 |域支! 援事業支援納 付 金 (次項に お 1 7 納納 付 金 とい う

 $\mathcal{O}$ 額 を変更 し、 当 該 変更 後 0) 額 を通 知 L なけ れ ば ならな

2 介護保証 険 法 第 百 五. + 五. 条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 前項の 規 沈定によ り納 付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額の変更がされた場合に つ ١ ر · て準

用する。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第七条 こ の 法律 の施行の際現に存する第一条の規定 (附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除

<\_ 以下この条に おいて同 じ。) による改 正 前 の介護 保険法 ( 以 下 旧 介護保険法」とい う。 第八 条第

二十八項 に 1規定、 す ,る介護: 老人 保健 施 設 次 条に お 7 て 旧 介 護 段老人保: 健 施 設」 という。 は、 第 条  $\mathcal{O}$ 規

定による

改

正後

 $\mathcal{O}$ 

介護

保

険

法

( 以 下

新

介護

保険

法

という。

第

八条第二十

八項に規定する介護

老

人保

健 施 設 (次条及び 附則第二十八条において 「新介護老 人保健施設」 という。 とみなす。

第八条 こ の 法律  $\mathcal{O}$ 施行  $\mathcal{O}$ 日 (以下「施行日」 という。) 0 前 日 に おお **,** \ --旧 介護老 人保健 施 設に 入所し、 旧

介 護 保険 法 第四 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 施 設 介護サー ビス費を受けて 1 た介護 保 険 法第四 + \_\_ 条 第 項に · 規 定 する

要介 護 被 保 険者 (以下こ  $\mathcal{O}$ 条に お **,** \ 7 要 介 護 旧 入所者」 という。) につい て は 施 行 日 以 後 引 き続 き前

条  $\mathcal{O}$ 規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所してい る間 (当該 旧 介護

老 1人保: 健 施 設に係 る介護保険法第百 四条第一 項の規定による許可 *(*) 取 消 しその他 やむを得ない 理 由 に ょ り

当 該 旧 介 護老 人 保健 施 設 カン 5 継 続 L て 一 以 £  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 新介護 老 人 保 健 施 設に 入所 L た要介護 護 旧 入 所 者 に あ

0 て は、 当 該 他  $\mathcal{O}$ 新 介 護 老 人 保 健 施 設 に 継 続 L 7 入 所 L て 1 る間 を含 む。 は、 新 介 護 保 険 法 第 八 条 第二

十八 項の要介護者であって、 主としてその心身の機能の維持回 復を図り、 居宅における生活を営むことが

できるようにするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、 新介護保険法第四十八条

の規定を適用する。

共 、生型居宅サ Ė ス 事業者等に関する経過措置

第九 条 施行 日から起算して一年を超えない期間内にお いて新介護保険法第七十二条の二第一項各号に規定

する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、 同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をも

って、 当該 都道府県の条例で定められた基準とみなす。

日

第十条 施 行 か いら起算が して一年を超えな 期間 内に お 1 て新介護保険法第七十八条の二の二第一

V

項各号に

規定する 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条例 が 制定施行されるまで 0 間 は、 同 条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準を

もって、 当該 (市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十 条 施 行日から起算して一 年を超えない 期間内において新介護保険法第百十五条の二の二第一項各号

に 規定する都道 府 県の 条例が 制定施行 行されるまでの 間 は、 同条第二項に規定する厚生労働省令で定め る基

準 をもって、 当 該 都道 府 県の 条 例 で定めら れ た基準とみなす。

第十二条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の十二の二第一項各

号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、 同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基

準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

(介護医療院に関する経過措置)

第十三条 施 行日 か たら起算 して一 年を超えな V) 期間内に おいて新介護保険法第百十 条第二 項及び第三 一項に

規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの 間 は、 同条 第四 項に規定する厚生労働省令で定める基 潍

をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十 ·四 条 施 行 日 0 前 日 にお *(* ) て現に ;病院; 又は 診 療 所を開設 L ており、 カゝ つ、 当該病院 又は診療 所  $\mathcal{O}$ 

名

称

中

に 病 院 病 院分院、 産院 療 養 所、 診 療 所、 診察 所、 医院その他これらに 類する文字 (以下この 条に お 1

て 「病院等に類する文字」という。) を用いている者が、 当該病院若しくは診療所を廃止して新介護保険

法第八条第二十九項に規定する介護医療院 。 以 下 「介護医療院」という。 を開設した場合又は当該病院

若しくは 診 療 所  $\mathcal{O}$ 病 床 数を減少させて介護 医療院を開 設 した場合にお ζ) て、 当該 介護 医 療 院  $\mathcal{O}$ 名 称中に介

護 医 療院 とい う文字を用 いることその 他厚生 一労働 省令で定め る要件に該当するも  $\mathcal{O}$ で あ る 間 は 医 療 法 第

三条第一 項の規定にかかわらず、 当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字 (当該病院若 しくは診 療

所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用

いていたものに限る。)を引き続き用いることができる。

### (準備行為)

第十五 条 厚 生労 働 大臣 は、 新介護保険法第七十二条 の二第二 項に規定する厚生労働省令で定める基準 **介** 

護保険法第四十 条第 項に規定する指定居宅サー ピ スの 取 扱 VI に 関する部分に 限る。 新介 護 保 険 法

第七 十八 条の二つ の二第二項に 規定する る厚生労働省令で定める基準 (介護保険法第四十二条 ネ の 二 第 項に 規

定す

る指

定

地

域

密

着型

サ

E

スの

取

扱

いに

関

す

る部

分に

限る。

新

介

護

保

険法

第百

+

条第

兀

項

に

規

定

する厚生 労働省令 で定め る基 潍 ( 新 介 護保 険 法 第八条第二十 九項に 規定する介護 医 療院 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 取 扱 1

に · 関 する部分に限る。)、 新介護保険法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定め る基準 準

(介護保険法第五 十三条第一 項に規定する指定介護予防サー ビス 0 取 扱 *\*\ に関する部分に 限る。 及 び新

介護保証 険 法 第 百 + -五条 の十二の二第二項 に 規定す る厚 生労働 省令で定め る基準 (介護! 保 険 法 第 五. + 匝 条  $\mathcal{O}$ 

第 項 に 規 覚定す る指 定 地 域 密着 型介 護予 防 サ ビ ス  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 に 関 する 部 分に限る。 を定めようとする

ときは、 施 行 日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第十六条 十二条 規定する 文 るも ょ 限る。) 法第七十条第一 0 る同法第五十三条第 指 Oに の 二 る者 定 の手続、 限 前条に規定するもののほか、 (新介護 第一  $\mathcal{O}$ る。 申 項 項 請 本文の の手 保険法第百 新介護保険法第百七条第一項の許可の手続、 の規定による同法第四十一条第一 に 係 続 る 指定 もの 項本文の指定 介護 十五 に限 (新· 保 険 る。 条の十二の二 介護保険 法 第百 新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、 (新介護保険法第百十五条の二の二第一項に規定す 0) 十五 手 法 第七 続 一第 条 十八人 介護 の十二第 項本文の 項に規定する者 、条の二 保険法 指定 第七 項 の二第  $\mathcal{O}$ 介護保険法第百十五条の二第一項の 十八条 規 (新介護保険法第七十二条の二第一 の申 定に 一項に規定する者 の 二 請に係るもの よる同 第一 法 第 項  $\mathcal{O}$ 五. に限 規 + 0 申 匝 定 うる者 により 請 る。 か 二 に る  $\mathcal{O}$ 係 第 の手 申 同 介護保険 るも 規定に 請 法 項に 項 続そ に係 0 第 本 に 几

(保険給付に関する経過措置)

0

他

の行為は、

施行日前においても行うことができる。

第十七 前 之 条 に行 附 わ ]則第 れ た 第 条第三号に掲げ 条  $\mathcal{O}$ 規定 (同 うる規 号 に 定 掲  $\mathcal{O}$ げ る改 施 行  $\mathcal{O}$ 正 規定 日 (附則第二十二条に に限る。 に ょ る 改 お いて 正 前  $\mathcal{O}$ 「第三号施行 介 護 保 険 法 日  $\mathcal{O}$ 規 定に という。 よる

居宅サー

ビス

(これに相当するサービスを含む。

地域密着型サー

・ビス

(これに相当するサー

ピ

スを含

む。 1 ピ ス (これに相 施 設サー 当す ・ビス、 るサー 介護予防サービス ビスを含む。 (これに相当するサービスを含む。)、 又は住宅改修に係る保険給付につい ては、 地域密着型介護予防サ なお従前 の例によ

(平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

る。

第十八条 平成二十 八年度以前の各年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者

とし ての 協会に係 る平 成十八年旧 介護保険法 の規定による概算納付 金及び )確定納; 付金につい 、ては、 なお従

前の例による。

第十 九条 平 ·成二十 九 年 度に お ける被回 川者保証 険等保険者 に係る平 成十: 八年 旧 :介護: 保 険 法 0 規 定に ょ る 概 算 納

付 金 一の額 は、 第二 条の 規定 (附則第一 条第二号に掲げる改正規定に限る。 以下この 頃に お いて同じ。 に

よる改 正 後の平成 十八 年 旧 介護保険法 (次項及び次条にお į١ て 「第二号新平成十八年 旧 介護保証 険法」 とい

う。 第 百 五. 十 二 一条第 項 第 号 及 CK 附 則 第 九 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に カ か わ 5 ず、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り算定され

る 額 0 十二分の 八 に 相 当す Ź 額と同 年 度に お 1 て 第 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 改 正 前 の 平 成 十八 年 旧 介 護 保 険 法

次項及び 次条にお いて 「第二号旧平成十八年旧介護保険法」 という。 附則第九条第一 項の 規定に より算

定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 カコ  $\mathcal{O}$ 年旧介護保険 規 わ 平成二十九年度における日 らず、 定に ょ 同 号 る概 法附 算 Ō 納 則第九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合 規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同 付 金 の 額 には、 雇特例被保険者 第二号新平成 の保険 八十八年 の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法 旧 介護保険法第百五十二条第一項第二号 年度に おいて第二号旧  $\mathcal{O}$ 平 規 -成十八 定 にか

計

額とする。

第二十条 付 らず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧 介護保険法 金 一の額 は、 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る平成十八年 附則第十条第 第二号新平成十八年 一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との 旧介護保険法第百五十三条第一号及び 旧 附則第十 介護保険法 · 条 第 の規定による確 項の 平成十八 規 定 に 合計額 か 年旧 定納 カン わ

2  $\mathcal{O}$ 規定による確定納付金の額は、 平成二十九年度における日 雇特例被保険者 第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十三条第二号の規定に  $\mathcal{O}$ 保険の保険者としての協会に係る平成十八年 旧 介護 カ 保険法 か わら

とする。

ず、 同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介

護保険法 附則第十条第一 項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計 額 لح

する。

第二十一条 支払基· 金は、 附則第一条第二号に掲げる規定の施 行後遅滞なく、 平成二十九年度に おけ る各被

用者保険等保険者及び 日雇 特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保 険 法 の規

定による介護給付費・ 地域支援事業支援納付金 (次項において「納付金」という。 の額を変更し、 当該

変更後の額を通知しなければならない。

2 平 成 + 八 年 旧 介 護保証 険 法第 百 五. 十五条第三項の規定 は、 前 項の 規定により納付金の額 の変更がされ た場

合について準用する。

第二十二条 第三号施行 日前に行われた第二条の規定 (附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。 によ

る改正が 前  $\mathcal{O}$ 平成十八年旧介護 保険 法 の規定による施設サー Ľ Ľ ス に係る保険給付については、 なお従前 の例

による。

(介護保険法施行法の一部改正に伴う経過措置)

第四条の規定による改正後の介護保険法施行法第十一条第三項の規定は、 同項に規定する介護

保険 施 設 の被 (同 |保険者としないこととされた者であった介護保険の被保険者のうち、 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により読み替えられた介護保険法第 十三条 第一 項ただし書に規定する特定適 施 行 日 以 後に特定適 用 除 用 外 施 除 外 設

を いう。 以下こ  $\mathcal{O}$ 条に お いて同じ。 か ら継 続 して 住 所地 特 例 対 象 施 設 (介護保 険法第十三条 第 項に 規

定する住 所地特例 対象施設をいう。 以下この条において同じ。 に 入所又は入居 (以下この条に おい て

入所等」という。)をすることにより当該 住 所地特別 例 対象施設 設  $\mathcal{O}$ 所 在する場所に 住所を変更し たと認 め 5

れ る者に ついて適用 į 施行 日 前 に !特定適 用 除 外施設に該当する施設 か 5 継 続 Ĺ て住 所 地 特 例 対 象施 設に

該 当する 施 設に 入 所等をしたことに ょ ŋ 当 該 住 所地 特 例 対 象 施設に該当する施設  $\mathcal{O}$ が所在す る場 所に 住 所を

変更したと認められる者については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四 条 第五 条  $\bigcirc$ 規定 附 則第一条第二号に掲げる改正 並規定に 限る。 次条に、 お いて同じ。 による改正

後  $\mathcal{O}$ 健 康 保 険 法 次条 に お *\* \ て 「第二号新 健 康保険法」 とい 、 う。 ) 第百 五 十三条及び第 百 五 + 兀 条 並 びに

附 三則第四句 条の四から第五条の三まで及び第五条の五 の規定は、 平成二十九年度以後の各年度における全国

健 康保険協会に対する国庫 補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における全国健康保険

協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第二十五 条 平 -成二十: 九 年 度に お ける第二号新 健 康 保 険 法 附 則 第五 条  $\mathcal{O}$ 規 定により読 み替えて適 用 され る第

一号新 健 康 保険 法 附則 第 五 条 の三の 規定による全 玉 健 康保 険 協会に 対す Ź 玉 庫 補 助  $\mathcal{O}$ 額 は 同 条 O規 定 に

カン か わら 同条 の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同 年度に におい て第五 条  $\mathcal{O}$ 規定に

ょ る改 正 前  $\mathcal{O}$ 健 康 保険法 (以下この項において 「第二号旧 健 康保険 法 という。) 附 則 第五 条  $\mathcal{O}$ 規 定によ

り 読 み替 え 5 れ た 第二号 旧 健 康保 険法 第 百 五. 十三条第二項 0 規定により算定されることとなる額 0

の四に相当する額との合計額とする。

2 平 成二十九年度における第二号新健康保険法附則第四条の四 0 規定により読み替えて適用される第二号

新 健 康保 険 法附 則 第五 条 の規定により読み替えられ た第二号新 健 康保険 以法第百 五. 十四四 条 第二項  $\mathcal{O}$ 規 %定によ

る全国 健 康 保険 協 会に 対する 玉 庫 補 助  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 算 定に 用 7 5 ń る全国 健 康 保険 協 会 が 拠 出 すべ き 健 康 保 険 法

第七 条 の 二 第三 項 に規定する介護納 付 金 一のうち 同 法 第三条第 二項 Ê 規定す る 日 雇 特 例 被 保 険 者 に 係 る Ł  $\mathcal{O}$ 

(介護保険法の規定による概算納付金に係る部分に限る。) の納付に要する費用の額は、 第二号新介護保

険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、 同号の規定により算定される額の十二分の八に相当

する額と同年度に おいて第二号旧 介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定される額の十二分の四

に相当する額との合計額とする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 施行日から起算して一年を超えない期間内において第六条の規定による改正後の児童福祉法

次条において 「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の十七第一項各号に規定する都道府 県 の条例が

制 定施 行 されるま での 間 は、 同 [条第二項に規定する厚生労働省令で定め る基準 をもって、 当該 都 道 府県 0

条例で定められた基準とみなす。

第二十七条 新児童 福祉法第二十一条の五の十七の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、 児童福

祉 法第二十一条 の五 の十五第一 項の規定による同法第二十一 条の五 の三第一項 の指定 (新児童 福祉 法 第二

+ 条  $\bigcirc$ 五. の 十 七 第一 項に 規定する者の 申 請 に係るものに限る。 の手続その他 の行為は、 施行 日前にお

いても行うことができる。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置

第二十八条 都道府県知事が、 医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正

後 0 医療 法 (次条において 「新医療法」 という。) 第三十条の十二第一項におい て読み替えて準 用す る医

療法 第 七 条 の 二 第三項 の場合に お 1 て、 医療法第三十 · 条 の 兀 第 項に規 定する医 療 計 画 に お 7 7 定 め る同

条第二項第十二号に規定 する区域 に おけ る既存 の病 床 数を算定する に当たって は 新介護 B老人保: 健 施 設 及

び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、 厚生労働省令で定める基準

に . 従 VI 都 道 府県の 条例で定めるところにより、 既 存 の療養病床 (同法第七条第二項第四号に規定する療養

病床をいう。)の病床数とみなす。

(医療法人の設立等に関する準備行為)

第二十九条 医療法第四 十四条第 一項の規定による認可の手続 (医療法人を設立しようとする者が、 定款又

は 寄 附行為をもって、 新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称 及び 開 設

場 派を定: め るも  $\mathcal{O}$ に限っ る。 及び医療 療法第五 十四四 \_ 条 O九第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる認可  $\mathcal{O}$ 手続 **(**医 療 法 人の 定款

又 八は寄 附 行為をも って、 同号に規定する事 項として介護医療院  $\mathcal{O}$ 名 称 及び開設場 所を定め るも  $\mathcal{O}$ に 限る。

は、施行日前においても行うことができる。

(障害者 0 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 施 行日 か ら起算して一年を超えな *\* \ 期間 内に において 第十二条の 規定による改正 後 の障 害者の 日常

生活 及び 社 会生活 を総合的 に支援するため 0 法 律 次 条に お 7 7 新 障 害者総合支援法」 とい う。 第 几

+ -条の二 第一 項 各号に規定する都 道 府 県 0) 条 例 が 制 定施 行される ま で 0 間 は、 同 条第二 項に規定す る厚

生労働省令で定める基準をもって、 当該都 道 府県の条例で定められた基 準とみな

第三十一条 新障害者総合支援法第四 十一 条の二の 規定 の施 行 のために必要な条例  $\mathcal{O}$ 制 定 又は改正、 障 害者

 $\mathcal{O}$ 日 常 生 活 及び 社 会生活 を総合的 に支援するため 0 法 律第三十六条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 同 法 第二十 九 条 第

項  $\mathcal{O}$ 指 定 (新障 害者 総 合支援法第四 一十一条 の二第 項に規定する者  $\mathcal{O}$ 申 請 に係るも のに 限 る。 0 手 <del>,</del>続

その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(地域保健法及び構造改革特別区域法の一部改正)

第三十二条 次に掲 げ る法 律  $\mathcal{O}$ 規定中 「第百 十八条第二項」 を 「第百十八条第二項第一 号 に改める。

- 地 域 保 健 法 昭 和二十二 年 法 律 第百 号) 第 五. 条 第 項
- 構造 改革特別 万区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第三十条第一 項

## (農業協同組合法の一部改正)

第三十三条 農業協同 同 組 合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第 八十七 条中 「又は介護老人保健施設」 を 介護老人保健 施設 に改め、 「介護老 人保健: 施設をい 、 う

の 下 に 「又は介護 医 療院 同 法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。 を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第三十四条 社会保証 険診療報酬支払基金法 .. の 一 部を次のように改正する。

第十五 条第二項中 「第二十一 条の 五. の二十九」 を 「第二十一条の五 の三十」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第三十五条 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五 条の二第四項中 「及び同条第二十八項」を 「、同条第二十八項」に改め、 「介護保健施設サー ピ

ス の 下 に 「 及 び 同条第二十九項に 規定する介護医療院サー ・ビス」 を加 える。

条第四 項中 「又は介護老 人保健施設」 を 介護 老人保健施設」 に改め、 「介護老 人保健 施設

をいう。 以下同じ。)」の下に「又は介護医療院 (同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。 以下同

じ。)」を、 「当該介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第三十四条の二第二項中「及び介護老人保健施設」を「、 介護老人保健施設及び介護医療院」 に改め、

をいう。 以下同じ」 を削り、 「者をいう。 以下同じ。 の 下 に 「をいう。 以下同じ。 を加え

る。

第五十四条の二第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、 若

介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

別表第二介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

しくは介護老人保健施設」を「、

条第一項の規定により同法第百七条第一項		
可の取消しがあつたとき、又は同法第百八		
六項の規定により同法第百七条第一項の許		
の六第一項若しくは第百十五条の三十五第		
療院の廃止があつたとき、同法第百十四条		
同法第百十三条第二項の規定による介護医	介護保険法第百七条第一項の許可	介護医療院

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条  $\mathcal{O}$ 規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一 項の指定の手続その他 の行為は、 施

行日前においても行うことができる。

(銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正)

第三十七条

次に掲げる法律の

規定中

「第五条の二」

を「第五条の二第一項」に改める。

(銀石) 多类 月抖 等且 終 治等 0 一 音己 (五)

銃砲 刀剣類 所持等取 締法 昭 和三十三年法律第六号) 第四条の三及び第五 条第一項第三号

道路 交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十条第一 項第一号の二及び第九十七条の二第一項第三

号イ

三 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 第四十七条第二項

兀 海 賊 多 |発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法 (平成二十五年法律第七十五号) 第七条第

二号口

登録免許税法の一部改正)

第三十八条 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

別 表第三の二十 匹  $\overline{\mathcal{O}}$ 項  $\bigcirc$ 第 欄中 「農業協 同組合及び」 を削り、 同項 の第三欄中 「介護老人保健施設」

の 下 に 若 しくは 同 条第 <u>二</u> 十 九 項 E 規定する介護医療院」 を加 える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十九条 住民基-本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別 表第  $\frac{1}{\sigma}$ 五. の <u>ニ</u> の 項及び 別表第四  $\mathcal{O}$ 兀 の二の項中 「第二十一条の五 の二十八第一項」 を 「第二十一条

の五の二十九第一項」に改める。

看 看 護師 等  $\mathcal{O}$ 人 材 確 保  $\mathcal{O}$ 促 進 に関 す んる法律  $\mathcal{O}$ 部 改正

第四十条 看 護師等 Ò 人材確保の促進 に関する法律 (平成四年法律第八十六号) の一 部を次のように改正す

る。

第二条第二項中 「介護老人保健 施 設 をいう。 次項 に お V 、 て 同 ľ \_ 0) 下に 介護 医 療院 同 条第二

十九 頃に 規定する 介護 医 療院 をい う。 次項 E お 1 て 同 じ。 \_ \_ を加え、 同条第三項中 「及び介護老人保健

施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める。

## (地域再生法の一部改正)

第四 一十一条 地域 再 生法 平 成十七年法律第二十四号) の — 部を次のように改正する。

第 + 七 条  $\mathcal{O}$ + 匹 第四 項第四 号中 第八 項」 を 「 第 + ·項 」 に 改 め、 同 項 第 五. 号中 「第 九 項」 を 「第十 項

改 め、 同条第六項中 「第七十条第二項」の下に (同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適

に

改

め、

同

項第

六号中

「第十

·項 」

を

「第

+

应

項」

に

改め、

同

項

第

八号中

第十二項」

を

「 第

+

-六項」

に

用 する場合を含む。)」 を加え、 同条第七項中 「第十三項」を 「以下この条」 に 改め、 同 条中 第 十五 項を

第十 九項とし、 第十一 項 か 5 第 + 匹 項 Ĵ でを四 項ず 0 繰り下げ、 同 条第 + 項中 「第 百 + 五 条の 十二第二 項

 $\mathcal{O}$ 下 同 法 第百 + 五 条の + = *(*) 一第 項の 規定 に より 読 み 替 えて '適用する る場合を含む。 を加 え

同 項を 同条第十 四項とし、 同条第九項中 「第百十五条の二第二項」の下に  $\neg$ (同法第百十五条の二の二

第 項  $\bigcirc$ 規定により読 み替えて適用する場合を含む。)」 を加え、 同項を同条第十一項とし、 同 項 の次に

次の二項を加える。

12 都 道 府 県 知 事 は、 介護保 険法第百 十五 条 の 二 一第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規定により 関 係 市 町 村  $\mathcal{O}$ 長 か 5 通 知 を求 め 5 れ

た場合において、 前項の同意をしようとするときは、 当該関係市町村の長に対し、 その旨を通 知 L なけ

ればならない。

13

前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より通知を受けた関係市 町村の長は、 厚生労働省令で定めるところにより、 第十一項の

同 意 に 関 Ļ 都 道 府 県 知 事 · に対 Ļ 当該 関 《係市町: 村 (T) 市 町村介護保険 队事業計 画との 調整を図 [る見] 地 から

の意見を申し出ることができる。

第 十七条の十四第八項中「第七十八条の二第四項」の下に「(同法第七十八条の二の二第一項の規定に

ょ り読み替えて適用する場合を含む。)」 を加え、 同 項を同条第十項とし、 同条第七項の次に次 の 二 一項を

加える。

8 都 道 府 県 知事 は、 介護保険法第七十条第七 項の規定により 関係· 市 町 村 の長 か ら通知を求めら れ た場合

に お į١ て、 第六項の同意をしようとするときは、 当該関係市町村の長に対し、 その旨を通知 しなければ

ならない。

9 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 通知を受け た関係市 町 村 0 長 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 第六項 の同

意 に関 Ļ 都 道 府 県 知 事 に対し、 当該関係 市町 村 の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地 から 0

意見を申し出ることができる。

第十七条の二十二第一項中「同条第十四項 (同条第十五項) を「同条第十八項(同条第十九項」 に改め

る。

第 十七条の二十三及び第十 七条 の二十四中 同 条第 十四四 [項] を 同 条第十八項」 に改 いめる。

第十七 条 の 二 十 五第 項 中 第七 項 及び 第九項」 を っか こら第九回 項 まで及び第十 <del>\_\_</del> 項 カン : ら第: 十三項 へ ま で

に、 「同条第九項」 を 同 条第八項中 「都道府県知 事 とあるのは 「認定市 町 村」と、 同 意 とある

0) は 「規定による 記 載 と、 同条第 九 項中 同 意 に関 Ļ 都道 府 県 知事」 とあ る のは 「規定による記載に

関 Ļ 認 定 市 町 村 と 同 条第 十 一 項」 に改め、 「できる」と」 の 下 に 同 条第十二項 中 都 道 府 県 知

事 とあ る 0) は \_ 認定 市 町 村 ٢, 同 意」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「規定によ る記 載 と、 同 条第 十三 項 中 同 意 に

関 Ĺ 都 道 府県知 事 とあるのは 「規定による記載に 関 認定市 町村」 と」を加え、 同条第二項中 「第

十七 条 の十四第十二項」 を 「第十七 条の十四第十六項」に改 んめる。

高 齢 者 虐 待  $\mathcal{O}$ 防 术 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 養 護 著に 対する支援等に関す る法 律  $\mathcal{O}$ 部改 更

第四十二条 高 齢 者 虐待  $\mathcal{O}$ 防 术 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第百二十四

号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「介護老人保健施設」 の下に、、 同条第二十九項に規定する介護医療院」 を加え

る。

(道 州 制 特別区域における広域行政 の推進に関する法律の一 部改正

第四十三条 道州 制 特別 区 一域に おける広域行政の 推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号) の一部を

次のように改正する。

第十二条第二項中「又は介護老人保健施設」 を 介護老人保健施設又は介護医療院」 に、 「介護老

人保健施 設」 を 「介護医療院 に 改め、 同条第三項 中 「又は同条第二十八項」 を 同条第二十八項」

に 、改め、 「介護老 人保健的 施 設 の 下 に 又 は 同条第二十九項に規定する介護医療院」 を加える。

(東日本大震災に対処するための特別 の財政援助及び助成に関する法律の一 部改 正

第四十四条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平成二十三年法律第四

十号)の一部を次のように改正する。

第五十二 八 条第 項 中 「第百 五 十三条第一項」 を「第百五十三条」 に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第四十五条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第六項中 「第百七条」 を 「第百七条第一 項」に改める。

第六十二条第 匝 項中 第百 1八条」 を 「第百 1八条第 項」 に 改 Ø

(行政手 続におけ る特定 の個人を識 別するための番号 0 利用: 等に関する法律の一部改正

第四十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律

第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項中 「第二十一条の五の三十」を「第二十一条の五の三十一」 に改める。

持 続 可 能な医療 保険 制 度を構築するための 国民健立 康 保険法等の一 部を改正する法律 () () 部改 正

第四十七条 持続 可能な医療保険制度を構築するための 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十

七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四 条  $\mathcal{O}$ うち 玉 I民健· 康保険 法 (昭 和三十三年法律第百九十二号) 附則第二十二条の改正 規定中 「並びに

を 第七 <del>十</del> 五 条の ť 第一 項、 \_ に改め、 同 条第二項」に」 の下に、、 中 「 及 び 後期 高 齢 者支援

金等」 並びに第八十一条の二第九項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」に」を加える。

# (罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、 当該各規定。 以下この条において同じ。

の施行前にした行為及びこの 附 則の規定 に より なお 従前 の例によることとされる場合におけるこの法律

の施行後にした行 為に対する 罰 則 0 適 用 に つい て は、 なお従れ 前  $\mathcal{O}$ 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附 則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措

置を含む。)は、政令で定める。

#### 理由

地域包括ケアシステムを強化するため、 市 町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における

自立 し た 日 に 常生活 の支援等に関 公する施力 策等  $\mathcal{O}$ 追 加、 当該 施策  $\mathcal{O}$ 実施 に 関する都 道 府 [県及び] 国による支援  $\mathcal{O}$ 強

化 長 期 療 養 が必 要 な要介護 、護者に、 対 L て 医 療 及び介護 を一 体的 12 提供 する介 護医 療 院  $\mathcal{O}$ 創 設、 定 以 上  $\mathcal{O}$ 所

得を有する要介護被保険者等の 保険 給付に係 る利用者負 (担の見) 直し 並 びに被用 者保険等保険者に係る介護給

付費 • 地域支援事業支援納 付金の額の算定に係る総報酬 割の導 入等の措置を講ずる必要がある。 これが、こ

の法律案を提出する理由である。